

平成31年3月

乙訓環境衛生組合第1回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会平成31年第1回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について 監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告につ いて	4
○日程 5	第1号議案 専決処分の承認を求めることについて （平成30年度乙訓環境衛生組合一般 会計補正予算（第5号））	5
○日程 6	第2号議案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の 一部改正について	10
○日程 7	第3号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について	12
○日程 8	第4号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会 計補正予算（第6号）について	20
○日程 9	第5号議案 平成31年度乙訓環境衛生組合一般会 計予算について	26
○閉会	71

乙訓環境衛生組合議会平成31年第1回定例会

議事日程第1号

平成31年3月25日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	北林重男議員	杉谷伸夫議員
	近藤宏和議員	
長岡京市	浜野利夫議員	富岡浩史議員
	山本智議員	
大山崎町	北村吉史議員	井上治夫議員
	井上博明議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 長谷川 徹 総務課 主査

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(9名)

前川 光	管理者(大山崎町長)
中小路 健吾	副管理者(長岡京市長)
安田 守	副管理者(向日市長)
辻 正春	監査委員
河野 一武	事務局 局長
稲生 義之	会計 管理者
古賀 一徳	総務課 課長
服部 潤	施設業務課 課長
松井 貢	政策推進課 課長

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3	管理者の諸報告
日程 4	監査報告第1号 例月出納検査の結果報告について

- 監査報告第2号 随時監査（工事監査）の結果報告について
- 日程 5 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて
（平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算
（第5号））
- 日程 6 第2号議案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正につ
いて
- 日程 7 第3号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程 8 第4号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算
（第6号）について
- 日程 9 第5号議案 平成31年度乙訓環境衛生組合一般会計予算につい
て

○会議録署名議員

向日市 近藤宏和議員
大山崎町 井上治夫議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○富岡浩史議長 それでは、ちょっと時間早いですけど、おそろいでございますので、始めさせていただきます。

皆さん、おはようございます。会議に入ります前に、席上に予備費の充用についての報告書、議員要求資料が配付されておりますので、ご確認のほど、よろしく願いいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成31年第1回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、中小路副管理者から発言の報告がございますので、これを許可いたします。

中小路副管理者。

○中小路健吾副管理者 おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに恐縮でございますが、ただいま議長からお許しをいただきましたので、副管理者就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る1月13日、長岡京市長選挙が執行されまして、1月18日付で引き続き市政を担当させていただくことになりました。また、当日付で本組合副管理者の職務を仰せつ

かることになりましたので、ご報告をさせていただきます。

微力ではございますが、管理者ともども、その使命を果たすべく職務を全うしてまいりたいと考えております。今後とも議員の皆様方のご指導とご鞭撻を引き続き賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますけれども、副管理者就任のご挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○富岡浩史議長 ありがとうございます。それでは、日程に入ります。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 77 条の規定により、近藤宏和議員、井上治夫議員の両議員を指名いたします。

○

○富岡浩史議長 日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

○

○富岡浩史議長 日程 3、管理者の諸報告であります。

前川管理者。

○前川 光管理者 本日、乙訓環境衛生組合議会平成 31 年第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集賜りまして、まことにありがたく、厚くお礼を申し上げます。

初めに、議員各位には去る 2 月 8 日に先進地視察として、三重県伊勢市にございます伊勢広域環境組合のごみ処理施設をご視察いただきましたが、寒さ厳しい中をご参加賜り、大変ご苦労さまでございました。厚くお礼を申し上げます。

それでは、管理者諸報告をいたします。

初めに、副管理者の就任についてであります。

ただいま、中小路副管理者から挨拶がございましたが、ご承知のとおり、本年 1 月に執行されました長岡京市長選挙により、中小路長岡京市長が本年 1 月 18 日付で本組合副管理者に就任されたことをご報告申し上げます。

次に、乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の施行についてであります。

去る平成 29 年 12 月定例会に上程させていただき、議決を賜りました本条例につきましては、廃棄物の減量化及び受益者負担の適正化を目的として、廃棄物処理手数料の改定を行うものであり、同年 12 月 21 日付で公布し、約 1 年間の周知期間を経て、平成 31 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

これまで、本組合におきましては組合ホームページや年 4 回発刊いたしております組

合広報紙のほか、関係市町の広報紙への掲載依頼や計量室への掲示、また各搬入事業者や直接搬入者へのチラシの配布により関係市町と協力し、情報発信・周知に努めてきたところでもあります。

今後におきましては、本年4月の施行に向けて、引き続き情報の発信、周知に努めるとともに、廃棄物処理計画の見直しや関係市町の施策の転換期に合わせて、廃棄物処理手数料の妥当性を検証し、適正な受益者負担の設定に向けて、必要に応じて見直してまいります。

最後に、台風21号等による災害廃棄物の受け入れ状況等についてであります。

昨年発生いたしました災害により、本組合へ搬入されました災害廃棄物につきましては、本年2月末現在で、合計約644トンとなり、このうち勝竜寺埋立地へ仮置きいたしております災害廃棄物は約500トンとなったところでございます。

仮置きをいたしております災害廃棄物の処理につきましては、再利用が可能である原木を有価で引き取っていただける事業者がありましたことから、現在、再利用可能である原木の選別作業を終え、順次、引き取り業者により搬出を行っているところであり、これにより中間処理及び最終処分を要する廃棄物の減量を図ったところであります。

今後におきましては、定期収集ごみ等の通常ごみの処理に支障を来さぬよう、関係市町を調整を図りながら、適正に処理を進めることといたしております。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。

○富岡浩史議長 以上で、管理者諸報告を終わります。

○

○富岡浩史議長 日程4、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告について。監査報告第2号、随時監査（工事監査）の結果報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

辻監査委員。

○辻 正春監査委員 おはようございます。

それでは最初に、例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、随時監査（工事監査）の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成31年1月29日に随時監査を実施いたしました。

随時監査は、施設業務課所管のごみ処理施設定期補修工事に係る工事監査を、公益社団法人大阪技術振興協会に技術士の派遣を得て、実施いたしました。

監査の結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上、例月出納検査及び随時監査（工事監査）の結果報告といたします。以上です。

○富岡浩史議長 以上で例月出納検査及び随時監査（工事監査）の結果報告を終わります。

○

○富岡浩史議長 日程5、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程5、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第5号））のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、昨年9月4日に近畿地方を縦断いたしました台風21号により、乙訓管内から発生し、勝竜寺埋立地内へ仮置きをいたしております災害廃棄物の処理等に係る専決処分の補正であり、再利用可能な原木類が腐食する前に、迅速に選別して再生業者へ売却し、災害廃棄物の減量を図るため、議会を招集する時間的猶予のない内容であると判断したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年2月20日に専決処分をいたしましたものであり、同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

本補正におきましては、既定の歳入歳出予算額に1,000円を追加し、歳入歳出予算額を歳入、歳出それぞれ13億7,919万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページからの歳入歳出補正予算事項明細書により順次ご説明いたします。

まず、歳入でございます。

6款諸収入、2項雑入では仮置きをいたしております災害廃棄物のうち、再利用可能な原木類の売却収入といたしまして、1,000円を計上するものであります。

次に、歳出でございます。

6ページの2款総務費、5目基金費では、仮置きをいたしております災害廃棄物のうち、再利用可能な原木類の選別に要する費用とするため、財政調整基金積立金から41万2,000円を減額するものであります。

次に、3款衛生費、2目ごみ処理費では、仮置きをいたしております災害廃棄物のうち、再利用可能な原木類の選別に係る災害廃棄物選別処理委託料として、41万3,000円を増額するものであります。

以上、平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま提案理由の説明がありました。本件について、歳入歳出一括して質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 このまましゃべったんでしたっけね。ちょっと向日市がマイクがあって、やっていますので。この廃棄物、原木類のうち再利用可能なものについて1,000円で売却したということですが、残っているものと今後のですね、どうするのかについて、ちょっとご説明いただけるでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ただいま、埋立地に仮置きしております木ですね、倒木した木です。500トンほど仮置きされていますが、そのうち売却できる木は、ある程度きれいな木です。約70トンほどあると思います。これを売却させていただきます。

そして、第Ⅱ期工区と第Ⅰ期工区に残っている倒木につきましては、朽ちている木もありますので、組合のほうで次年度から、破碎処理や焼却処理のほうを進めていくことも検討しております。焼却量との兼ね合いもありますので、数カ月の期間が必要になるうかと思っております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 500トンあって70トンが有価物として売却したと。あと残りを自己処理ということですが、以前、確か乙環で処理できるのは10センチぐらいの細い木だけやと聞いていたんですけど、それはどうやって処理するんですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご意見でございますけれども、今、服部施設業務課長からありましたとおり、おおむね500トンほど今、総量としてあります。そのうち、70トンほど今回、この30年度中に再生をします。で、残り430トンほど残るんですけども、その部分につきましては、31年度にですね、一定、今ご指摘がありますとおり、やっぱり大きな大木もございますので、そういったものを一定、細かく剪断をしていく。その剪断したものを再度リサイクルプラザで処理をするという工程が必要になってまいります。

その部分の経費の関係と、あと今、ちょっと試算で申しわけないんですが、29年度のリサイクルプラザのトン当たり処理経費が、トン当たり約8万円かかっています。そうしますと、例えば400トン残っているとすれば、200万ほどかかってくるという経費にもなっておりますので、その経費が組合処理をするほうがいいのか、もしくは場外で処理をしていただくほうがいいのかという部分につきましては、一定、関係市町さんのほうと十分協議をする中で、方向性を一定整理してまいりたいというふうに考えておりますし、ただ、1つ問題となっておりますのが、埋立地に長い期間、仮置きをしておくということになれば、法的には特に縛りがないんですけども、やはり埋立地には側溝清掃汚泥があつたりですね、選別後、不燃物というのが順次搬入をされておりますので、埋立地の適正な管理という面からすると、早い段階での処分というのも非常に大事な内容になっておりますので、そういったものも総合的に判断をする中で

検討してまいりたいというふうに考えております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。はい、どうぞ。

○杉谷伸夫議員 そうしますと、剪断するためですね、何か機械とか、そういうふうな対応もせなあかんと、しなければいけないということなわけですね。それと、3,200万、単純計算すると、リサイクルプラザで処理したら3,200万の原価計算になるということでしたけど、私、1,000万ぐらいになるのかなと思っていたら、はるかに大きいんですね。これ、災害廃棄物の処理事業について、いわゆる国庫補助の対象になるんですよね。ちょっと、その辺、お聞きしたいんですけど。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 もちろん、災害廃棄物の処理につきましては、補助の対象にはなっておるんですが、今回、仮置きしている倒木につきましては、あくまでも市街地、公園等から出た木材になっておりますので、住民の生活に直結をしないということから、今回の対象から外れているというようなことでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 ちょっとすみません、教えてください。住民生活に、そういうものは直結しないとなりますと、一体何が住民生活に直結する、家とか家屋とか、そういうものだけですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 すみません、言葉足らずで申しわけございません。例えば、家の中の木が倒れたとか、そういったものにつきましては、公共団体の処理責任ということになりますので、補助金の対象にはなってくるんですけども、例えば街路樹とかそういったものの部分については、各市町の単費であるということでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 最後にちょっと要望だけ。いや、対象にならないと聞いて、ちょっとがっかりしたんですけど。今回改めて、その災害廃棄物処理基本計画、今作っておられるので、ちょっと見てみたら、風水害という項目があって、中身を見たら水害ばかりで、風害というのは台風というのは想定していなかったようなので、今回の経験を生かして、何か反映しなければいけないものがあったら、ぜひ反映をよろしくお願ひしたい、要望でございます。以上です。

○富岡浩史議長 要望です。ほかにございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 最初、管理者報告にもあったかと思うけど、聞き間違えかなと思ったんですけど、もともと仮置き場所に持ってきたのが500トン、総数は500トンでいいんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 倒木については、仮置きしているのは約500トンです。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 最初の管理者諸報告で、もっと最初、たくさん一旦しているような、聞き間違えだったんですかね。とにかく総数は500トンでスタートしたと、仮置きは、よろしいんですね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 はい。そうです。

○浜野利夫議員 それで、その仮置き場、500トンというのは、二市一町管内以外のものというのは含まれているんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 二市一町だけのものです。

○浜野利夫議員 だけ。はい。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○浜野利夫議員 要するに70トンが有価物処理というか、売却できるということで、残りが自己処理せんならんと、全体、今トータルですよ。で、何と言うんですかね、歳出のほうであるんですけども、これ、選別に41万かかったと。で、有価物でいける分70トンというのは、もう完全に売却は終わった状態なんですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今、売却の途中でございまして、あと数回、年度、3月いっぱいまでに搬出してもらう予定でございまして。今、搬出の途中でございまして。

○浜野利夫議員 ちょっと気になるんですけど、総数500トンあって、70トンが有価物で処理できると。その途中だということで、もともと最初、台風で持ってきた直後だったら何とかなるけど、長いこと年月が経つと、まさにそれが、本来有価物の予定がだめになるケースもあるかのように聞いたんですけどね。

何と言いますかね、この有価物処理できるという判断、委託、41万でしているんですけども、これは何か目視とか科学的にこうやってチェックとか、量多いですね、500トンだったら。その中の70トンが可能だというふうに判断される根拠みたいな、どんなことで。素人で、全くそれはわからないんですけどね、何か目視なのか、何か機械か何かを導入して、そうやって区別するのか。これ、並んでいないと思うんですね、この500トン、70トンこっちにあってじゃなくて、たくさんある中のこれがいける、これはいける、これはだめって判断されたんだと思うんですけど、その辺の判断基準というか、根拠というか。で、やっぱりね、委託する側でも、それでよしってなるもんじゃないとね、適当にやって、はいはいというわけにはいかないでしょうし、何かそういう組合とかでも確証が持てる、ああ、これだったらという何かそういうものがあったんでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 一応の判断の基準としましては、再生工場へ持っていかせても

らいまして条件というものがあります。枝とかでしたら、なかなか再生後の利用ができないということですね、おおよそ直径6センチで、長さ3メートル以上という基準がございます。その木に関しては、腐っていないくて、いい状態でしたら処理させてもらうということでございます。たくさんある中で、一本一本、正直、測ることもできませんので、それ以上であろうというものを、今回選別させてもらいまして、約70トンというのが確保できたということでございます。

○**浜野利夫議員** すみません、イメージがわからないんですけど、500トンと総勢70トンが有価物でいけるといって、結局、埋もれた形で、いろいろあるんだと思うんですがね、それは大丈夫なんですかね。ようイメージがわからない、込み入って、どこに入っているかというのを、これとこれという、見えないところも含めて、そういう判断をどうやってしはったんかなという、素人的に気になる場所なんですけども。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** 選別処理の委託料41万3,000円をいただいております。このお金で、選別をして、有価で持っていける木と持っていけない木と分けさせていただきました。その判断基準は、長さが3メートル以上、直径6センチ以上となっています。

○**浜野利夫議員** そういうので、イメージがもう一つわからないんですけど、とにかく500トンの中で70トン分が、直径6センチ、長さ3メートル以上ね、これ、有価物でいけると判断された。今、進行形なわけでしょう。先ほど言われたように、長く放置したら腐っていくわけですよ。それが有価物と判断したものが、本来、有価物なのに、年月がたって、期間が過ぎて、有価物じゃなくなったというの、あり得るのかなと思うんですけど、要するに進行形って、いつぐらいまでに完了しないと、有価物がもう腐敗でだめになるとか、そんなものは聞けてないんですか。ここまでにししないと、これは有価物で一旦判断したけども、有価物じゃなくなるとか、そういうことにならない状態なんですかね。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** あくまでも判断はやっぱり半年ぐらいを目途にという話はいただいておりますが、ただ腐食の進行具合とか、木にもよりますが、大きい木はなかなか朽ちるのも遅いので、そこら辺につきましては、運搬業者の判断で再生できるものは持っていつてもらい、そうでないものは置いといてもらうみたいな感じになるかと思っておりますけども、約半年から長くて1年弱が再生利用の期限ということになります。

○**浜野利夫議員** 逆算したら今年度の秋ぐらいがリミットになるんですかね。

○**富岡浩史議長** はい、課長。

○**服部 潤施設業務課長** そうですね、1年弱ぐらいで。大きいやつはある程度はいけると思うんですけど、半年過ぎたら腐ってきて、再商品化の価値にはならないということになってくるかと思っております。

○**浜野利夫議員** わかりました。あと、だから今度、9月議会ぐらいですかね、到達度、

こういう処理できたかどうかって、また報告をいただけるかと思うんですが、お願いできますかね。

○富岡浩史議長 要望ですね。

○服部 潤施設業務課長 わかりました。

○浜野利夫議員 結構です。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり、討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第1号議案について、原案どおり承認することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第5号))は、原案どおり承認されました。

○

○富岡浩史議長 日程6、第2号議案乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程6、第2号議案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報の定義の明確化等が行われたところであり、本条例においても法律に準じて改正しようとするものであります。

それでは、条例の改正内容について、順次、ご説明申し上げます。

まず、第2条では、個人情報の定義をより明確化するとともに、個人識別符号及び要配慮個人情報を個人情報として、新たに定義するものであります。

次に、第5条事業者の責務等、第6条個人情報取り扱い事務の登録において、それぞれ要配慮個人情報の取り扱いについての規定を新たに追加するものであり、第7条収集の範囲では、要配慮個人情報を新たに規定したことによる文言整理を行うものであります。

第13条開示の義務では、開示しないことができるものに、個人識別符号が含まれているものを追加するものであり、第30条個人情報ファイルの提供では、今回の条例改

正における号ずれに対応する改正を行うものであります。

次に、附則において、情報公開条例第6条公開しないことができる情報に個人識別符号が含まれているものを追加するものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

はい、お願いします。副議長。

○北林重男議員 定義が明細化して、かなり厳格化したということで、これによって、個人情報きちっと保護されるのかと、運用面ですね、お聞きいたします。

○富岡浩史議長 松井課長。

○松井 貢政策推進課長 今回の条例改正につきましては、個人情報の定義につきまして、明確化されたという内容でございます。中身については、従来どおりの取り扱いも含めまして、全く変わらない状況でございます。

○北林重男議員 聞いているのは、これに厳格化したことによってですね、きちっと守られますのかということを知りたいんです。今までどおりというのはわかりますけども、どういふことでしょうか。

○富岡浩史議長 松井課長。

○松井 貢政策推進課長 個人情報については、管理されているというふうには解釈しております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わります。

次に、まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第2号議案について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第2号議案 乙訓環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○富岡浩史議長 次に、日程 7、第 3 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程 7、第 3 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正は、平成 30 年 7 月 6 日に公布されました働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律におきまして、労働基準法が改正され、民間労働法制におきまして、本年 4 月から時間外労働の上限規制が導入されたことを受け、国家公務員におきましても、超過勤務命令の上限を規制する人事院規則の改正が行われましたことから、地方公務員法第 24 条第 4 項における均衡の原則に基づき、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、本条例第 8 条中、第 3 項を新たに追加し、正規の勤務時間以外の時間における勤務の上限等の規制につきましては、規則で定めることとするものであります。

なお、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○富岡浩史議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

北林副議長。

○北林重男議員 議員要求資料で、規定で定めるの中で、①はこれはいいと思うんですけども、②ですね、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間ということで、ここ、国会でもですね、過労死を促進する内容ではないかということで、実は 6 党が反対をしたわけですけども、1 カ月 100 時間未満、それが 1 年 720 時間未満ですね、今の職員さんの勤務実態状況で、これを超えるような内容というのはあるんでしょうか、お聞きいたします。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 お答えいたします。組合職員で、この②番の時間を超えるものは実績としてはおりません。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 そういうことになればですね、もう全く②番はですね、例外中の例外という解釈で、基本的には 1 カ月 45 時間、年 360 時間というのが原則になるということで、解釈でいいんでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 本組合におきましては、労働基準法別表第 1、第 15 号に掲げられ

ております焼却・清掃、またはと畜場の事業に該当いたしておりますので、いわゆる現業職員ということで該当いたします。このため、組合職員については、時間外勤務、または休日勤務の命令に関しましては、労働基準法第36条の規定に基づく協定、いわゆる36協定を締結させていただいております。

この協定におきまして、この①番の時間を超える場合におきましてですね、限度時間として、月70時間、年間450時間ということで協定を締結いたしておりますので、この業務に該当する場合には、月70時間、年450時間以内の範囲での超過勤務というのは、可能性としてはあるということでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。北林副議長。

○北林重男議員 そしたら、①番については、原則的なことであって、月70時間、年間450時間の該当者がおられるということで解釈していいですか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 1カ月45時間、年360時間を超える職員というのは、過去に実績としてはございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 すみません、この議員要求資料で出していただいたものなんですけど、これの②の他律的な業務の比重の高い部署は乙訓環境衛生組合では、どこになりますか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 いわゆる、この他律的な業務ですけれども、今申し上げました36協定で、月45時間を超える業務として予算決算や議会関係事務等において、通常時を大幅に超える資料を短期間で作成する必要がある場合等ということで掲げておりますので、この業務に該当する場合に、①の時間を超える対象として、お願いすることでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 幾つかお聞きはしたいんですけどね、もともとこれ、職員の長時間労働の問題と、その心身の健康に関して働き方改革で改善しようとするのが本来の趣旨だと思うんですがね、今の答弁の中で、ちょっとスタートでえっと思ったことがあるんで、ちょっとまず確認したいんですけど、36協定で月70時間、年450時間と言っていましたね。で、ここは組合、この組合は労働組合がないですからね、その36協定というのが成り立つのかなという、どういう形の36協定の土台ってあるんですかね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 お答えいたします。労働組合のない場合には、労働者の中から選ばれた代表者と協定を結ぶことが可能となっております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

- 浜野利夫議員 だから、それも規定されていますね、労基法でね。過半数を超える労働者の代表として、そういう形のような、いつもね、人勧のときに話し合いをしながらって言っていましたね。それに値する何か、そういう労働組合じゃない方も、そういう36協定に見合うような組織形態をとっているということで、理解していいんですかね。
- 富岡浩史議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 各職場で、職場代表者を選出いただきまして、その者と協定を結んでおりますので、一定、職員の意見をもとに代表者と協定を結んでおるといってございます。
- 富岡浩史議長 よろしいですか。
- 浜野利夫議員 先ほどの、いや、ちょっとね、聞き漏らしたので、もう1回お願いしたいんですけども、本組合でね、他律的業務というのはどれぐらい、あるかないかは実際別で、値するのは何と何という項目が、中身でちょっともう1回、教えてほしいんですけど。
- 富岡浩史議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 先ほど申し上げました業務といたしまして、予算決算や議会関係事務において、通常大幅に超える資料を短期間で作成する必要のある場合、もしくはあわせまして、そのほかといたしますと施設の各機器、設備のトラブルにより緊急対応を要する場合、こういったものが該当いたします。
- 浜野利夫議員 はい、わかりました。
- 富岡浩史議長 よろしいですか、浜野議員。
- 浜野利夫議員 2種類ですね、その、予算決算関係と機器に関するトラブル等々である場合が他律的業務になると、はい。で、いいですね。
- 富岡浩史議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 はい。
- 富岡浩史議長 よろしいですか。
- 浜野利夫議員 それで、先ほど、実際は他律業務で1カ月100時間未満、1年720時間以内、実績はないということでしたよね。
- 富岡浩史議長 古賀総務課長。
- 古賀一徳総務課長 はい、ございません。
- 浜野利夫議員 という中で、先ほど36協定で月70、年450との設定、ここ、もともと組合ではあるというような話だったんですけど、それだったらあえて、他律的業務の言い分で1カ月100時間未満、1年720時間という、労基法でいう月45時間、年360時間を超える分を、あえて規則で設定する、条例じゃないですね、条例は規則で定めるのであって、一応、それ以外があるので、条例以外のところ、いつでも変えられる条件があるのかなって逆に思ったんですけども、あえて規則で1カ月100時間、年720時間という設定する必要性は、実績と先の見通しから見て、あるのかなという

疑問も感じるんですけど、どうなんでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回の労働基準法の改正によりまして、国においても人事院規則が改正されまして時間外勤務の上限が設けられたところがございます。本組合におきましても地方公務員法第24条第5項に規定されております均衡の原則に基づきまして、国や関係市町等の状況を踏まえ、今回、人事院規則と同様の上限規定を設けることといたしましたものでございます。

実際のその上限につきましては、先ほど申しあげました36協定の中で、職員、労働者側と協議の上で、時間のほう、決定してまいりますので、ただ、その上限規定が本組合にも今、現在ございませんので、今回、条例を規則のほうで規定をさせていただくというものでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 月80時間ですかね、過労死ラインって言われているラインがあるんですけども、今の1カ月100時間未満という、100時間という設定そのものがね、過労死ラインを超えている設定、もともととなっている危険性があると思うんですよね。で、そういう条例じゃないけども、規則の中ではそれを定めるということだったんですけども、じゃあ、その次のね、関わりで③のところも上限時間の特例で、さらにこれを超えることがあり得るって、ここまで必要なんですかね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 ③に掲げております大規模災害の場合におきましては、上限を超えて勤務をすることができるということでございますので、ただ、その上限を超えた場合の措置といたしまして、時間外勤務を命ずることが公務上、やむを得なかったのか事後的な検証を実施すると、この対象といたしましては、この100時間未満というところを1つの基準として考えていく必要があるかというふうに考えております。

○富岡浩史議長 はい、浜野議員。

○浜野利夫議員 今の③番ではね、②番のこれを超えることがあり得るという規定になりますよね、解釈によっては。それで、他律的業務はこれで、これだっって月80時間を超えるという危険要素があるなと思うんですけど、③番でさらにね、まさに他律的要素だと思うんですけど、大規模災害でさらにこれを超えることが可能だっってなってしまうと、その何と言いますかね、他律的業務で、この特例的業務になるんですかね、その上限特例という、さらにこれを超えるということになると、どこまで可能になるんですか、その命令できるのが。無制限ですか、これは。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 労働基準法の第33条第1項におきまして、災害その他、避けることのできない事務の場合には、この上限時間を超えることができるということになっておりますので、実際に災害が発生いたしまして、これだけの時間の勤務をしたという実

續はございませんので、具体的にどの時間までかというのは、ちょっとお答えは今、現在しかねるところでございますが、甚大な災害が発生した場合には、100時間を超えるということはある得るというふうには考えております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 これの上限というのは、だからないんですね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 はい。ございません。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 まさに他律的業務で、特例という、その上に立ったものと思いますからね、まさに自分の、こちらの意思で何ともならない、災害のその途中でね、あ、時間が来たし、おしまいというわけには当然、いかないと思うんですね。ただ、本来、大臣告知で年360時間、月45時間、あるわけですから、これを超える他律的業務という、こういう中身、あり得ると思うんですね。まさにこちらの意思でどうにもならない、それで一応、これも超えていますけど、1カ月100時間、年720時間の設定をした。で、特例、上限特例でさらにそれを超えることも可能だと、こうなってしまうとね、じゃあ、命令するほうはどこまでいくのかという、この上限が明確に規定されないのは、非常に危険やなと思うんですね。

だから、場合によっては、その、そういうときに、災害途中でおしまいというわけに当然いきませんがね、人が帰るとかね、その上限は、例えば、他律的業務と言えども、1カ月100時間とか年720時間とか、これを超えないようにして、人を途中で入れかえるとか含めてね、そういう配慮は命令出すなり、必要じゃないかなと思うんですけど、そういうことは余り考えていないんですか。

○富岡浩史議長 はい。古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 大規模災害での、その上限規定を超える場合につきましても、100時間未満、年720時間を超えるということでございますが、基本的にはこの他律的な業務、法で定められております100時間未満、720時間を上限とする中で、職員の健康状況も把握しながら、実際に命令する場合には命令をしていくということで運用していくということで考えております。

○浜野利夫議員 いや、だからすみません、そういう一応、こうやってね、条例じゃなく、規則で②番、③番、こう規定をした以上は、あり得ると、可能性ってあり得ることになるわけですね。だから、逆に規則やから、いつでも変えると言え、変えられる条件があるんですけども、そういう中で、同じ条件、同じ人にずっと命令するんじゃなくて入れかえを含めてね、この本来、①番で収めるようにするのが本来、土台やと思うんですよね。大臣告示はきれいに法律化されていない、告知で止まっていますけど、これがやっぱり全体の、大元の原則やと思うんですよね。それを超える他律的業務というのがあり得るので、それで②番の設定を規則ですると。さらに、③番の上限時間の特例とい

うのも一応、ここまで考えられておるといふことにしても、そこにいかないために、そういう人の入れかえを含めて、最大限、①のね、段階で留めるための努力というのはすべきちゃうかなと思ふんで、そういうことは一切考えないということになるんですか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 上限として全く考えないということではなく、基本的にはこの②の1月100時間未満、1年720時間というのが1つの基準と捉えながら、状況を踏まえて、一人一人の、各職員の健康状態も把握しながら命令していくということでございます。

○浜野利夫議員 わかりました、大臣告示のこれがやっぱり大原則やと思いますのでね、月45時間、年360時間、これを超えた他律的業務そのものが月100時間、年720時間というのは、過労死ラインを超える設定が可能だと、これ自身がね、働き方改革の本来の趣旨からいったら、長時間労働を制限するとか、心身の健康を保持するみたいなところから外れていくことを、ある意味では法的に認める方向になりかねんという不安が非常にあるんですね。だから、そこは最大限、条例に入っていたらもっと問題やと思いますけど、一応、規則で定めるといふことで融通が利く範囲だといふ、前向きに解釈して、そうならんような努力を求めをしたいと思いますけど。

○富岡浩史議長 要望ですか。

○浜野利夫議員 はい。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○北林重男議員 ②の。

○富岡浩史議長 いや、すみません。次、どうぞ。

○井上治夫議員 いいですか、失礼します。確認ですけども、④の上限時間を超えた場合の措置というのは、①、②、③全てについて、これを検証するといふことでいいんでしょうかといふのと、そういう意味では、先ほどからあるように、働き方改革の問題ですので、そういう、こういう上限が超えないように検証をすることがすごく大事やと思ふので、それが1つ、確認でいいのか、お願いします。

○富岡浩史議長 はい、古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 議員、今おっしゃったとおり、それぞれの上限ごとについて、超えた場合は検証をするといふことでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。北林副議長。

○北林重男議員 ②のところですね、36協定ですね、時間はそのまま、いわゆる置いても全く差し支えないんじゃないですか。あえて、何でこんな高いところへですね、設定するのかといふことになればですね、私は36協定を尊重してですね、②を入れたほうがむしろ、いわゆる努力されているといふことではですね、評価できると思ふんですけども、どうでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 今回の規則改正につきましては、人事院規則と同様の上限規定を設けております。36協定につきましては、毎年度、職員側と協議の上、協定を締結しておりますので、その条件については今後の状況によって変動する可能性がありますので、その場合においても上限規定としては、人事院規則同様の規定を設けさせていただくというものでございます。

○北林重男議員 阪神・淡路大震災とかですね、東日本大震災でも、かなりいわゆる過労死のような状況でですね、原発の事故がそうですけど、実際に亡くなっておられるというようなね、ことは事実としてあるわけですから、こういったですね、特例を大いに、どんどん使うというような風潮はよくないですから、原則的には①のですね、1カ月45時間、それから1年360時間をですね、やっぱり死守していくということも含めてですね、努力していただくということを前提にですね、私たちはこのいわゆる一部改正についてはね、捉えたいと思うんですけども。

○富岡浩史議長 要望ですか。

○北林重男議員 はい。

○富岡浩史議長 要望でよろしいですね。ほかにございませんか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 まず、反対ですけども、討論の前に、この今日、議員要求資料で出させていただきましたけど、規則で定める事項ですね、これ、本来はやはり条例と一緒にですね、出していただくべきものであると思います。規則に定めると言って、中身が全くわからないですので、ぜひとも今後、こうした条例を定める場合には、提案される場合にはですね、条例の提案と同時に規則、あるいは規則の明確な規則文がなくても内容がわかるものをね、提出していただきたいなということを、ちょっと、強く要望しておきます。

それから、反対の理由なんですけれども、余り、たくさん申し上げたいことはあるんですけど、一番申し上げたいことを言います。労働、こちらの場合はですね、現業であるということで、36協定を結ばれていると。ただ、労働組合がありませんので、交渉力というのはね、余り無いと思うんですね。そうした中で、ここの議会ですら、そういう一定の上限基準というのを定めるということはね、非常に重い意味があると思うんですね。そうしたことから考えますと、現在、36協定で月70時間、年間450時間ですか、そういうものをですね、結んで運用されておって、それを超える実態がないのに、あえてですね、100時間、720時間というね、国会でも、非常に大きな問題になった水準をね、あえて定めることについてはね、これは逆行するのではないかなと。働き方改革という名称にできるだけ労働時間を、過労死に至るような、そういう労働時

間を防止しようというね、趣旨に私は逆行すると思っております。そういう意味で、私はちょっと賛成はできかねます。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

はい、浜野議員。

○浜野利夫議員 賛成討論でも限りなく懸念を表明する賛成討論になりますけども、1カ月45時間、年360時間、大原則ですけども、その労使協定で、36協定によって、これを超えることができるということでの、無制限に延びていくことに対する今回、働き方改革、一定の上限をつくらうという趣旨はいいんですけども、今、②番、③番にあるように、その本来の基準を超えたところで設定するということが、非常に心身の健康も保持するみたいなことが改革の1つにありますので、これは超えていくことになる危険性があると。だから、上限を作らうという、規制すべきという今の全国的な働き方改革の問題と、それは規制緩和っちゅうものと、両方、ごっちゃになっているからね。必要な面とだめな面とがごっちゃになってきて、ややこしいと思うんですけど、そういう趣旨で、1カ月100時間、1年720時間ですか、これ自身と、あとの上限の特例ということで、さらに超えることを決めてしまうことは非常によくはないなど。その働き方改革の本来の趣旨からと、それから働く人の心身の健康保持の面からもまずい面が多分に含まれているというのは思います、基本的に。

だから、条例そのものだったら、絶対、賛成できませんけど、それに、規則ということで止まっているので、条例を変えなくても規則は変えられますからね。そういう意味で、今の本来のあるべき姿に戻すということを期待してというか、なるように、思いをしながら、という消極的賛成というかね、中身はそういうことで、だめなところもあるし、上限枠は必要な面ありますけども、規制緩和して、法的、過労死ラインを超えるところを上限で、あり得ないと言っています、これも実績もないと言っていますけど、それを設定すること自身が非常に危険性があるので、将来、今はそう言っても将来ね、これ、ある以上は、これを変えない限りはずっと上限、無制限ですから、いっても構わないというふうになる要素は残っているので、危険性があるということで、それは、懸念は一応、申しておきます。

以上です。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

○井上治夫議員 今もありましたけども、上限設定がされたということが僕は、大切なことだと思っておりますので、それが時間外勤務が減っていくように、事後的な検証を深めながら、そういう方向で進めていくことを期待しています。

以上です。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。北林副議長。

○北林重男議員 先ほども要望、申し上げましたけども、原則は1カ月45時間、1年360時間ですから、色々と3、4で大規模災害を含めて、特例な形で進められますけども、やはり原則、しっかりと守っていただくということを最大限努力していただくということを含めて、条件つきで賛成ということにしたいと思います。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第3号議案について、原案どおりすることに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

賛成多数。よって、第3号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○富岡浩史議長 日程8、第4号議案平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、日程8、第4号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第6号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に2,055万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ13億9,974万6,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料、2項手数料では、本組合へ有料で搬入されました一般廃棄物の搬入量が当初見込み量を上回ったことから、708万3,000円の増額補正をするものであります。

次に、3款財産収入、1項財産運用収入では、各預入金融機関の定期預金金利が低下したことから1,000円の減額補正をするものであります。

また、2項財産売却収入では、有価物として売却しております鉄・アルミ類の搬出見込み量が当初見込み量を上回ったことから、234万4,000円の増額補正するものであります。

次に、6款諸収入、2項雑入では、余剰電力売却料において、ボイラータービン発電でのより効率的な発電を図り、売却電力量が増加したことから533万4,000円を日本容器包装リサイクル協会によって、特定分別基準適合物ごとに行われた有償入札の結果、落札額が当初見込みを上回ったことにより、再商品化適合物返還金として419万6,000円を、また昨年9月に発生いたしました台風21号により被災いたしました各施設の復旧に要した費用のうち、本組合が加入いたしております全国自治協

会建物災害共済から支払われます公有建物災害共済金として298万5,000円の増額補正をそれぞれ行うほか、工芸教室参加料において、昨年9月に発生いたしました台風24号の接近に伴い、教室参加者の安全確保を最優先するため、9月30日に開催を予定いたしておりました工芸教室を中止したこと等により、参加者が当初の見込みを下回ったことから1万3,000円を、また本組合から排出いたします新聞、雑誌等の古紙回収による売却単価が当初見込みを下回ったことから2,000円をそれぞれ減額補正をし、これらをあわせまして1,250万円の増額補正をするものであります。

次に、7款国庫支出金、1項国庫補助金では、台風21号による被害による各施設の復旧費のうち、ごみ処理施設の維持管理において支障を来たします設備の復旧費について、環境省所管の廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を申請することとして予算計上いたしておりましたが、平成31年2月4日に環境省近畿地方環境事務所及び財務省近畿財務局に実施されました実地調査による査定の結果、補助対象事業費総額が補助要件を下回り、補助対象外とされたことから、137万4,000円の減額補正をするものであります。

次に、歳出でございます。

6ページ、1款議会費、1目議会費では、組合議会の会議録作成にかかります速記委託において、従前の臨席速記方式から、本組合が録音記録いたしました音声ファイルによる反訳への切りかえに向けた取り組みを進めたことにより、速記委託料で26万6,000円を、また昨年7月に1泊2日で予定いたしておりました議員視察研修が、平成30年7月豪雨により中止となり、本年2月8日に日帰りに変更し、実施いたしましたことから、視察研修にかかります車両借上料で13万4,000円をそれぞれ減額補正し、これらをあわせまして40万円の減額補正をするものであります。

次に、2款総務費、1目一般管理費では、組合例規集のデータ更新等にかかります例規データベースシステム更新委託料で82万2,000円を、またリース期間が満了を迎えました複写機及びパソコンの更新にかかります機器使用料で13万4,000円を、それぞれ減額補正し、これらをあわせまして95万6,000円を減額補正するものであります。

また、5目基金費では、歳入でご説明申し上げました財政調整基金利子の減額補正に伴う財政調整基金利子積立金の減額分をあわせまして、積立金で2,870万5,000円の増額補正をするものであります。

次に、3款衛生費、2目ごみ処理費では、ボイラータービン発電による発電電力が増加し、購入電力量が減少したことや、契約電力の見直しを行ったことにより、光熱費で244万4,000円を、ごみ処理施設内の汚水を一時貯留いたしております汚水槽の清掃など、各委託料の契約差金といたしまして19万2,000円を、またごみ処理施設の維持補修で使用いたします溶接機の購入にかかります契約差金といたしまして、備品購入費で3万2,000円をそれぞれ減額補正し、これらをあわせまして266万8,

000円の減額補正をするものであります。

また、7ページの3目し尿処理費では、槽内清掃委託の契約差金として、委託料で21万2,000円を、5目リサイクルプラザ費では、契約電力の見直しにより光熱費で167万8,000円をそれぞれ減額補正をするものであります。

次に、4款事業費、2目埋立処分事業費では、大阪湾フェニックス処分場が台風により被災し、昨年8月31日から9月11日までの期間、受入れが停止されたことや、昨年の地震、豪雨及び台風による災害廃棄物の影響により、廃棄物搬入量が増加し、焼却残灰の発生見込み量が当初の見込みを上回ったことにより、委託料で72万5,000円の減額補正をするものであります。

次に、7款災害復旧費、1目廃棄物処理施設災害復旧費では、台風21号により被災いたしました各施設の復旧にかかります修繕の契約差金として、需用費で151万4,000円の減額補正をするものであります。

以上、平成30年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○**富岡浩史議長** ただいま提案理由の説明がありました。本件について、歳入歳出、一括してご質疑を行います。ページ数をお願いします。

ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○**杉谷伸夫議員** 歳入の5ページ、手数料、ごみ処理手数料、これが非常に激増、激増というか、大幅にふえているんですけれども、ごみ、搬入、事業系の搬入ごみ量の増加の内容と、なぜこんなにふえたのかということについて教えていただきたいと思います。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** ごみ処理手数料の増の理由は、まず全体の見込み、2月末現在なんですけども、約514トンの増となりました。内訳は承諾事業者、多量排出事業者さんと許可業者があるんですけれども、承諾事業所で約329トンの減となっております。許可業者で、約727トンの増、あと直接搬入、住民さん等による直接搬入が、約116トン増ということになっております。主な要因としましては、許可業者さんで727トンの増となったことによる手数料の増ということになります。

○**富岡浩史議長** 杉谷議員。

○**杉谷伸夫議員** ちょっと、これまで過去数年だけ見たんですけど、予算と決算でね、まだ決算なっていませんけど、当初見込みと比べて、大体、そこそこ合っているのに、今回、非常に違うと。内容が許可業者の小規模の事業者さんからのごみが大変増えているということですので、増えているというのわかったんですけど、これまでの経験というか、見込みと違ってね、5%ですかね、大きく増えたのはね、もし何かわかることはございませんか。市町村のほうからお聞きになっていたら、ちょっと教えていただきたんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 確かに、議員がおっしゃるように、ここ数年のごみ処理手数料、ほぼドンピシャで推移していたと思うんですけども、細かい話は、繰り返しの答弁で申しわけないんですけども、二市一町でマンションの増加が10件に満たないぐらいですかね、確認できています。あと大型店舗の出店。あと、承諾事業者、許可業者の方へ、一部のごみが流れたことなど組合でわかっているところは、マンションの増加、あと保育所も1軒増加しているほか、大型店舗が増加しているということが大きな要因かなというふうに思っております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 どう言ったらいいのかな。

○服部 潤施設業務課長 あとすみません、直接搬入、住民さんが持ってこられるのが、相当、110トンとなっていますので、通常よりもたくさん持ってこられた。

○杉谷伸夫議員 多いんですね。

○服部 潤施設業務課長 はい。そういうのが原因だと思います。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

○杉谷伸夫議員 ごみの減量ということ、毎議会のように私申し上げているので、それに反してですね、事業系ごみが増えているということについて、実際にごみが増えているのか、そうではなくて本来は、これまでは家庭系で出されていたものがね、事業系に移ってきているということなのか。そういうことであるならばね、家庭系系で出されるものが事業系に移ってきているということであるならば、ごみが増量しているということではないわけですから、まだいいと思うんですけど、その辺の実態ですね、やはりちょっと市町村と、市町と連携してですね、ぜひしっかり掴んでいただきたいなというふうに思います。

○富岡浩史議長 要望ですね。

○杉谷伸夫議員 はい。

○富岡浩史議長 ほかにございませんか。

はい、浜野議員。

○浜野利夫議員 今、聞こうと思っていたの大体出たので、これはちょっと省きますけれども、その700万トン、700万ですかね、ほぼ増量した分の中身、今、お聞きしたような要するに許可業者系と承諾業者との関係で増減がわかりましたし、一般の持ち込みもわかりました、これだけね。で、額的には、あれ、新年度から手数料、改正されますけど、その前段の段階ですわね、その値段でいっているわけですね、この700万の増額はね。で、この中で余り大きな位置を占めませんが、犬・猫の持ち込みという分も、いつもこの手数料の中に入っていますけど、これは特に変化は、増減はなかったんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

- 服部 潤施設業務課長 犬・猫につきましては、全体で65頭の減となっています。
- 浜野利夫議員 ああ、減。
- 服部 潤施設業務課長 はい。
- 浜野利夫議員 はい。わかりました。予算のときに、詳しくお聞きしようと思っ
ていますがね、この分野ね。今の関係で言えば、あとちょっと気になったのが、一般のがかなり多いと、従来よりね。台風との関係なんかもあるんでしょうか。この段階で持ち込み
というのは。
- 富岡浩史議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 はい。あろうかと思えます。
- 富岡浩史議長 よろしいですか。
- 浜野利夫議員 では、台風というか、この一連の災害がなければこんなに家庭、一般的
な持ち込みはなかっただろうという理解というか判断でいいんですね。こちら側の受け
とめは。
- 富岡浩史議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 なかなか住民さん、直接持って来られる方のね、あの心情とか
は、わかりませんが、多分そういうことだろうと推測します。
- 浜野利夫議員 わかりました。じゃあ、もうマンション経営が最近ふえた、そのスー
パーの事業系への切り替えみたいなところも含めて、このあたりは全然、台風とか災害
に関してあまり影響ないという判断されていますか。
- 富岡浩史議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 その辺につきましては、影響はまずないかなと思っております。
- 浜野利夫議員 わかりました、はい。あとは次のところで、予算で聞きますけど、もう
1つ、ここの歳入のところなんですけど、歳出の基金積み立てが2,800万積んでい
ますわね。で、ちょっとこの前も聞いていて、整理する意味で、もう1回確認もした
いんですけども、新年度からやっぱり予算があって、長寿命化計画の償還が始まると。当
然、市町の分担、負担金にも影響、当然すると思うんだけどね、こういう中身との関
わりで、この積み立て、基金積み立て2,800万積んで、これまだ年度途中だと思
うんですよね。で、この段階で、要するにどれだけ残高があるのかということと、
新年度からの予算と関係しますけど、長寿命化計画の償還の開始だとか、市町の
負担金との関係での調整で、どういう動き的な、この段階で手だてをとられたのか
という、数字を流れてちょっと教えてほしいんですけど。
- 富岡浩史議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 まず、市町分担金の減額の関係でございますが、今、この3月補
正後の財調の総額といたしましては、1億890万円になっております。今、現在、この
31年度に、そのうちから5,700万円の繰り入れを今予定しておりますので。
- 富岡浩史議長 よろしいですか。

○**浜野利夫議員** わかりました。それと、もう一つね、これちょっとね、関係がよくわからないのでお聞きしたいんですが、廃棄物埋立処分委託、委託40万減と。それでフェニックスが使えなかった期間が一定あるという、それ、理解したんですけども、その関係と、その後にある焼却灰運搬委託、これはフェニックスへ持っていく分ですよ、70万ですかね。で、この何と言いますかね、向こうへ持っていけない、閉鎖期間があったことと、この焼却残灰運搬委託が増えた分というのは、これ、回数は減っているけど、量がそれ以上に増えたのって、この辺の関係がよくわからないので、純粋に教えてほしいんですけど、どうなんでしょう。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** まず、フェニックスの委託、廃棄物埋立処分事業、143万円の減額のほうにつきましては、これはフェニックスのほうで埋め立ててもらった量が、台風の影響で受け入れストップということになりまして、ただ単純に240トン持っていけなかったよということで143万円の減になっております。

続きまして、廃棄物搬出事業、こちらのほうは、今おっしゃったように運搬する運搬賃、1回幾らで運搬してもらった料金なんですけれども、こちらのほうはですね、約70万円増えたんですけども、要因としましては、災害廃棄物搬入の影響から、ごみ質が高カロリー化になってしまったりとか、燃焼状況が通常状況にはならないということで、焼却の安定化を図るために薬剤を多量に噴霧したということで灰が増えたということになります。持っていく回数が増えたということになりまして約70万円の増額となりました。

○**富岡浩史議長** よろしいですか。

○**浜野利夫議員** 最終、決算出た段階でははっきりするかと思うんですけど、今のフェニックスでとめられていた分を、今の処理の関係で薬剤とかいろいろ使った分で、灰がようけになったというので、結局、その辺の増減って、例年と比べて同じぐらいなんですか、結局、余り。この分だけが特に、増えた結果になるとかということもないんですか。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** 今回、台風の影響がありましたので、通年はそんなに大きな差はないんですけども、今回、台風の災害の影響が、埋め立ての方にしても搬出の方にしても影響があったというふうに思っております。

○**浜野利夫議員** わかりました、結構です。

○**富岡浩史議長** ほかにございませんか。

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第4号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第4号議案 平成30年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第6号)については、原案どおり可決されました。

○

○**富岡浩史議長** 日程9、第5号議案 平成31年度乙訓環境衛生組合一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前川管理者。

○**前川 光管理者** それでは、日程9、第5号議案 平成31年度乙訓環境衛生組合一般会計予算について、ご説明を申し上げます。

平成31年度の我が国の経済については、10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続するよう、当初予算において臨時・特別の措置が講じられるなど、政策効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環がさらに浸透する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれ、物価についても景気回復により需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け、前進が見込まれておりますが、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等の先行きリスクに留意する必要があるとされております。

一方、地方財政では、今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体がより自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組むこととされております。

本組合の平成31年度予算編成に当たりましては、安全かつ安定した環境行政を恒久的に継続保持すべく、関係市町の厳しい財政状況を認識し、施設保全・維持管理を初めとする各事務事業を計画的かつ合理的に推進し、廃棄物処理の適正化と財政運営の健全化を図ることを基本として、行財政運営に適切に取り組む予算編成としたものであります。

平成31年度の当初予算規模としましては、総額14億3,706万9,000円で、前年度と比較して8,684万3,000円、6.4%の増となっております。

それでは、平成31年度乙訓環境衛生組合一般会計予算第1条、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

初めに、歳出の主なものからご説明申し上げます。

まず、総務費では、ごみ減量やリサイクルの推進を啓発するための広報事業として、広報紙、啓発リーフレット等の経費を、職員の安全衛生・健康管理事業として健康診断、作業環境調査等の経費を、電算システム管理事業として各種システムの保守管理経費を、

その他特別職・一般職の人員費を合わせ1億7,770万8,000円を計上いたしております。

衛生費におきましては、搬入廃棄物の処理において、環境対策に万全を期し、適正に処理を行うための各処理施設の運転・維持管理経費、また搬入廃棄物からの再生可能な再生品の生産と啓発を図るための経費を中心に、人員費等をあわせ、6億7,845万8,000円を計上しております。

事業費におきましては、安全で安定した廃棄物処理が図れるよう、ごみ処理施設等各処理施設の補修経費を、また勝竜寺埋立地の延命化に向け、大阪湾フェニックス計画へ年間約6,000トンを搬出することとし、その必要経費等をあわせ2億9,596万1,000円を計上しております。

公債費におきましては、元利償還金あわせて2億7,889万8,000円を計上しております。

歳出最後の予備費では、400万円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

分担金及び負担金では、市町分担金として11億7,227万7,000円を計上いたしております。

なお、この11億7,227万7,000円のうち、9,771万8,000円が交付税措置されることを見込んでおります。

使用料及び手数料では、事業系一般廃棄物などのごみ処理手数料等で1億6,229万4,000円を、財産収入では、アルミ缶などの有価物売却代金等で2,474万2,000円を、繰入金では、財政調整基金から繰入金として5,700万円を、繰越金では、前年度から繰越金として200万円を、諸収入では、余剰電力売却代金及びペットボトルの再商品化適合物返還金等で1,875万6,000円を計上いたしております。

次に、第2条、債務負担行為におきましては、人事給与システム借上料にかかる経費について、その限度額を235万円、期間につきましては、平成31年度から平成36年度までの6年間として、債務負担行為を設定いたしております。

次に、第3条、一時借入金におきましては、前年度と同様、最高額3,000万円といたしております。

以上で、平成31年度当初予算の概要とさせていただきます。なお、詳細につきましては、この後、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 平成31年度乙訓環境衛生組一般会計予算の内容につきまして、私から、ご説明を申し上げます。

平成31年度の予算規模は、歳入歳出等、それぞれ14億3,706万9,000円で、前年度当初予算額と比較をいたしますと、8,684万3,000円、6.4%の増となるものでございます。増となりました要因につきましては、ごみ処理施設長寿命化第二期工事、平成27年度借り入れ分に係る元金償還が新たに開始をされることによるものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

最初に歳出でございます。予算書9ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、204万4,000円を計上し、対前年度比較13万円、6.0%の減となるもので、その減となりました主な要因は、従来までの臨席による速記委託業務、並びに需用費、印刷製本費によります会議録の作成経費を見直しまして、音声ファイルの反訳業務、及び会議録作成業務をあわせました会議録作成業務委託を新たに計上したことによるものでございます。この目では、議会運営事業といたしまして、議員報酬、並びに議員視察経費など、議会に係る経費を計上するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、1億7,551万1,000円を計上するもので、対前年度比較2,112万4,000円、10.7%の減となるもので、その減となりました主な要因は、人事異動及び職員の定年退職等により職員人件費におきまして給料等にかかる経費が減少したことによるもので、この目の事業項目といたしましては、公務災害認定委員等にかかります報酬及び正副管理者、一般職員16名にかかります給料、期末勤勉手当や通勤手当などの職員手当とさらには共済費、退職手当組合負担金を含みます職員人件費といたしまして1億3,448万円を計上し、対前年度比較2,244万2,000円、14.3%の減となるものでございます。

次に、年4回発刊をしております広報紙の印刷、製本及び広報紙配布委託など、広報事業といたしまして288万円を計上し、対前年度比較14万8,000円、5.4%の増となっております。その増となりました要因につきましては、広報紙配布委託にかかります単価の上昇によるものでございます。

次に、庁舎にかかる電気料金や各施設の建物、建物災害の共済保険に加え、消防設備の保守点検や庁内清掃委託など、庁舎管理事業といたしまして1,606万6,000円を計上し、対前年度比較421万8,000円、35.6%の増となり、その増となりました要因は、経年劣化によります動作不況や交換部品の供給と、メーカーによりますサポート期限が終了するなどの理由から、工事請負費におきまして管理庁舎のエアコン更新工事にかかります経費を新たに計上したことによるものでございます。なお、当該エアコン更新工事につきましては、経費の平準化を鑑み、平成31年度、32年度の2カ年に分割し、支出する計画とさせていただきます。

11ページをお開き願います。続きまして、健康診断委託、産業医委託、作業環境調

査委託、安全管理指導委託など、安全衛生健康管理事業といたしまして、332万8,000円を計上し、対前年度比較3万9,000円、1.2%の増となるものでございます。

次に、人事給与システムの保守や、公会計システム保守等にかかります委託料、並びにデータシステム等の借上料を電算システム管理事業といたしまして807万3,000円を計上し、対前年度比較165万3,000円、17.0%の減となっております。その減となりました主な要因は、人事評価システム導入支援業務委託の廃止によるものでございます。

続きまして、管理者交際費、職員研修等にかかります委託料、各種負担金、地域補助費など一般管理事業といたしまして、742万7,000円を計上し、対前年度比較137万5,000円、15.6%の減となっております。その減となりました主な要因は、人事評価制度運用支援業務の見直しによるものでございます。

13ページをお開き願います。情報公開個人情報保護審査会及び審議会、並びに行政不服審査会委員に対します委員報酬、事務用機器借上げにかかります使用料など、情報管理事業といたしまして318万9,000円を計上し、対前年度比較5万8,000円、1.8%の減となるものでございます。

次に、環境マネジメントシステムの更新、審査手数料、機密文書処理委託にかかります経費など政策推進事業に6万8,000円を計上し、対前年度比較1,000円、1.4%の減となるものでございます。

続きまして、2目会計管理費では、事務用共通物品購入経費など会計管理事業といたしまして、5万7,000円を計上し、対前年度比較7,000円、14.0%の増となるものでございます。

次に、3目財産管理費では、171万5,000円を計上するものであり、対前年度比較1万1,000円、0.6%の増となるものでございます。この目の主な支出内容は、組合敷地内における病虫害発生防止及び景観維持を目的といたします緑地管理委託に124万5,000円を、事務用機器使用にかかります経費11万円など、財産管理事業として計上しているものでございます。

4目公平委員会費では、委員報酬など、公平委員会運営事業に5万円の計上をさせていただいております。

5目基金費では、財政調整基金利子積立金9,000円を基金運用事業として計上するものであり、2款総務費、1項総務管理費の総額といたしましては、1億7,734万2,000円となり、対前年度比較2.110万9,000円、10.6%の減となったところでございます。

次に、2款総務費、2項監査委員費、1目監査委員費では、委員報酬並びに工事監査の実施に要する工事技術調査委託などの監査事務事業といたしまして、36万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、15ページをお開き願います。3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費につきましては、1億287万3,000円を計上するもので、対前年度比較1,658万円、13.9%の減となるものでございます。減となりました主な要因は、人事異動及び職員の退職等により、職員人件費において給料等にかかります経費が減少したことによるものでございます。

このほかの事業項目といたしましては、ごみ処理施設及びリサイクルプラザ、並びに勝竜寺埋立地等の管理運営に従事する職員13名分の給料、並びに勤勉手当などの職員手当と共済費や退職手当組合負担金を、職員人件費といたしまして1億276万5,000円を計上するものであり、対前年度比較1,665万3,000円、13.9%の減となったところでございます。

また、事務服及び作業服等の貸与品購入にかかります経費、10万8,000円を清掃総務管理業務として計上をいたしております。

次に、2目ごみ処理費につきましては、3億1,991万8,000円を計上するものであり、対前年度比較600万4,000円、1.8%の減となるものでございます。この目の事業項目といたしましては、ごみ処理施設運転管理事業として、施設の運営、維持管理業務に必要となります有害物質の除去等にかかります薬剤及び予備備品の購入費、並びに施設稼働に要する電気料金や燃料等の購入経費、さらには施設運転管理業務委託など各種委託経費をあわせまして3億1,848万3,000円を計上するとともに、公害健康被害補償事業といたしまして公害健康被害の補償等に関する法律に基づきます公害健康被害補償制度により大気汚染防止法の規制対象となりますばい煙発生施設設置者に納付義務が課せられております汚染負荷量賦課金等に対します経費といたしまして、143万3,000円を計上いたしております。

17ページをお開き願います。3目し尿処理費につきましては、2,312万4,000円を計上し、対前年度比較444万5,000円、23.8%の増となるものでございます。増となりました主な要因は、隔年で施行しております前処理設備点検整備工事及び脱臭設備点検整備工事、また経年によります交換整備に必要な部品等の供給が困難な空気圧縮機更新工事によりまして工事請負費が増加したことによるものでございます。この目の事業項目といたしましては、下水道終末処理施設へ、し尿等希釈投入のために必要となります薬剤購入費や、電気等の光熱費、施設運転管理業務委託など各種委託経費を、し尿処理施設運転管理業務として2,218万9,000円、また下水道投入事業といたしまして、下水道投入負担金93万5,000円を計上いたしております。

4目埋立地管理費では、989万6,000円を計上し、対前年度比較46万3,000円、4.9%の増となるものでございます。増となりました主な要因は、汚水処理設備補修工事に係ります工事項目の変動により、工事請負費が増加したことによるもので、この目は勝竜寺埋立地の維持管理にかかります経費を、埋立施設運転管理事業と

して計上するものでございます。

次に、5目リサイクルプラザ費では、1億6,849万5,000円、対前年度比較728万5,000円、4.5%の増となっております。増となりました主な要因は、庁舎管理同様に経年劣化による動作不良や部品交換などメーカーによりますサポート期限が終了するなどの理由から、工事請負費におきましてリサイクルプラザ棟のエアコン更新工事に要する経費を新たに計上したことによるものでございます。なお、当該エアコン更新工事につきましては、庁舎管理同様31年、32年度の2カ年に分割支出をするという計画をしております。

この目の事業項目といたしましては、缶類、びん類、及び粗大ごみ等の破砕処理を行う中間処理に要する経費といたしまして、電気料金、施設運転管理委託をはじめとする各種委託料など、リサイクルプラザ施設運転管理事業といたしまして、1億4,836万5,000円、再生工房事業として、工房施設の運営、及びリサイクルフェア開催に要する経費など480万円を、またリサイクルプラザ棟管理事業として、庁内清掃委託、エレベーター点検委託、エアコン更新工事など1,533万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、20ページをお開き願います。6目ストックヤード管理費では、5,415万2,000円、対前年度比較71万7,000円、1.3%の減となっております。減となりました主な要因は、需用費における消耗品費、燃料費、修繕料等の見直しによるものでございます。

この目の主な内容といたしましては、ペットボトル、その他プラスチック容器包装廃棄物の中間処理、並びに廃乾電池、廃蛍光灯の場外処理を行う経費といたしまして、電気料金、施設運転管理業務委託を初めとする各種委託業務経費や補修費用に要する工事請負費をストックヤード施設運転管理事業として計上するものであります。

3款衛生費における予算総額といたしましては、6億7,845万8,000円を計上し、対前年度比較1,110万8,000円、1.6%の減となったところでございます。

続きまして、21ページをお開き願います。4款事業費でございます。1目ごみ処理施設改修事業費には、1億5,217万1,000円を計上するものであり、対前年度比較238万8,000円、1.6%の増となったところでございます。増となりました主な要因につきましては、焼却炉の定期補修工事に対します補修項目の変動によるものでございます。

なお、当該改修事業費の工事項目につきましては、予算参考資料11ページ、工事請負費内訳表に記載をいたしておりますとおりでございます。内容につきましては、焼却炉の定期補修工事をごみ処理施設改修事業として1億4,817万4,000円を計上するとともに、濾過器整備工事など3件の工事を附帯施設改修事業として399万7,000円を、それぞれ計上いたしております。

次に、2目埋立処分事業費につきましては、9,038万4,000円を計上するものであり、対前年度比較664万1,000円、7.9%の増となるものでございます。増となりました主な要因は、大阪湾臨海環境整備センターへの委託処分量枠の拡充、委託処分量枠が拡充されたことにあわせまして、大阪湾広域埋立処分場建設負担金が増加となったことによるものでございます。

この目の事業項目といたしましては、大阪湾広域臨海環境整備センターでの廃棄物埋立処分委託料、並びに大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担金など、廃棄物埋立処分事業といたしまして、7,134万8,000円を、また廃棄物搬出事業といたしまして、焼却残灰を大阪湾フェニックス尼崎基地へ車両により搬出する経費といたしまして1,903万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、3目リサイクルプラザ改修事業費は、5,340万6,000円を計上するものであり、対前年度比較1,067万2,000円、25.0%の増となるものでございます。リサイクルプラザ改修事業にかかります工事項目といたしましては、予算参考資料の11ページ、工事請負費内訳表に記載をいたしておりますとおり、プラント撤去補修工事など4件の工事に対します経費となっております。

以上、4款事業費総額といたしましては、2億9,596万1,000円となりまして、対前年度比較1,970万1,000円、7.1%の増となったところでございます。

続きまして、5款公債費につきましては、元利総額といたしまして2億7,889万8,000円を計上するもので、対前年度比較9,948万8,000円、55.5%の増となっております。増となりました主な要因は、長期債償還元金におきまして、ごみ処理施設長寿命化第二期工事に係ります平成27年度の借入分の元金償還が平成31年度から新たに開始されることによるものでございます。なお、1目元金（長期債償還元金）の対象となります件数につきましては、政府債が7件、縁故債2件、計9件となっております。その償還額の総額といたしましては、2億6,965万4,000円となるものであります。2目利子（長期債償還利子）の対象となります件数につきましては、政府債が12件、縁故債2件、計14件となり、その償還額は920万1,000円となるとともに、第3条で定めております一時借入金に対します利子といたしまして4万3,000円を計上いたしますことから、利子総額といたしましては924万4,000円となったところでございます。

最後に、6款予備費につきましては、今年度400万円の計上をさせていただいております。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

7ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、市町分担金といたしまして11億7,227万7,000円を計上し、対前年度比2,083万8,000円、1.8%の増となっております。増となりました主な要因は長寿命化工事に伴います長期債

償還残金が新たに開始されることによるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料では、乙訓環境衛生組合行政財産使用料条例に基づき徴収いたしております組合敷地内に設置する電柱、支柱、支線及び自動販売機の土地使用料、並びに附属棟の使用、自動販売機にかかります電気料金といたしまして、1 2 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。

2 項手数料では、ごみ処理手数料収入といたしまして、1 億 6, 2 1 6 万 7, 0 0 0 円を計上し、対前年度比較 1, 7 3 6 万、1 2. 0 % の増となったところでございます。増となります主な要因は、乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の改正によりまして、本年 4 月 1 日より新たな一般廃棄物処理手数料制度に移行することから手数料収入の増加が見込まれることによるものでございます。

なお、使用料及び手数料の内訳等につきましては、予算参考資料 1 2 ページ、使用料及び手数料内訳表に記載するとおりでございます。

次に、3 款財産収入では、1 項財産運用収入で、財政調整基金利子として 9, 0 0 0 円を計上するとともに、2 項財産売却収入では、物品売却収入といたしまして、2, 4 7 3 万 3, 0 0 0 円を計上し、対前年度比較 4 9 0 万 2, 0 0 0 円、1 6. 5 % の減となったところでございます。なお、その品目別の排出見込み量及び単価につきましては、予算参考資料 1 3 ページ、有価物売却代金内訳表に記載するとおりであり、鉄類の売却単価、特に破碎鉄、アルミ缶プレス品にかかります単価の大幅な下落によるものでございます。平成 3 1 年度有価物売却代金収入といたしましては、2, 4 4 9 万 8, 0 0 0 円を計上するものでございます。また、リサイクルフェア開催時に販売をいたしております再生自転車及び家具の再生品売却代金といたしまして、2 3 万 5, 0 0 0 円の計上をさせていただいております。

4 款繰入金につきましては、財政調整基金から 5, 7 0 0 万円の繰り入れを行い、市町分担金の軽減を図るものでございます。

5 款繰越金につきましては、今年度と同様に 2 0 0 万円の計上をさせていただいております。

6 款諸収入では、1 項組合預金利子に 1, 0 0 0 円を、2 項雑入では 1, 8 7 5 万 5, 0 0 0 円を計上するものであり、対前年度比較 6 1 4 万 9, 0 0 0 円、4 8. 8 % の増となるもので、増となりました主な要因は余剰電力売却量及び再商品化適合物返還金におきまして、収入の増加が見込まれることによるものであり、諸収入の項目といたしましては、工芸教室参加料で 2 0 万円を、余剰電力売却料金で 8 8 1 万 6, 0 0 0 円、再商品化適合物返還金で 9 6 9 万 6, 0 0 0 円を、グループ保険事務手数料で 3 万 7, 0 0 0 円、古紙回収等売却収入で 6, 0 0 0 円を計上するものであり、その見込み人数や単価等の内容につきましては、予算参考資料 1 5 ページ、工芸教室参加料内訳表、1 6 ページ、余剰電力売却量内訳表及び再商品化適合物返還金内訳表に記載をするとおりでございます。

次に、3ページをお開き願います。第2表債務負担行為についてであります。人事給与システムの借上にかかります債務負担の限度額を235万円として設定をするものであり、その期間につきましては平成31年度から36年度の6カ年となります。最後に、第3条で地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額を3,000万円と定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成31年度乙訓環境衛生組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○富岡浩史議長　　ただいま提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。質疑の方法といたしましては、歳入、歳出別でお願いいたします。

最初に歳入についての質疑を行います。7ページ、8ページです。ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員　　ごみ処理手数料のことにについて質問いたします。今年度から新しい手数料体系になりますけども、手数料の議論をしたときにですね、搬入ごみ量によって単価が違ってきますので、大体平均単価がどのくらいになるかというお話を、議論をしたときに、100キロ1,600円程度というふうにおっしゃっていたと思うんですね。で、この予算の補足資料じゃないわ、何資料、これは、参考資料ですか、参考資料の、あれ、どこやったかな、12ページでしたか、あれ、何で見つからへんのやろう。あ、12ページ、12ページで、ごみ処理手数料で31年度当初予算の一番下の欄を見ると、一般廃棄物見込み量が1万157トンで、合計が11億6,200万何がしということていくと、やっぱりキロ当たり1,600円程度って見込まれていると思うんですけども、この新年度のですね、ごみ処理手数料の予算で計上されているのがね、1億6,200万、だから1万トン強なんですけど、先ほど補正で、平成30年度の補正で1億5,100万ぐらいに補正、アップされましたよね。それを見ると、ごみ量がですね、平成30年度では、かなり増えている、増えておりますね。逆算すると、1万850トン程度にかなり増えているということからするとね、このごみ処理手数料のこの1億6,200万何がしの予算化っていうの、ちょっと少ないんじゃないかなと思うんですけど、その辺ちょっといかがでしょうか。

○富岡浩史議長　　はい。よろしいですか。

服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長　　累進制導入することによりましてですね、キログラム数が100キロごとだったんですが、10キロごとになります。ということで、100キロごとに切り上げていたものが、10キロ単位に切り上げたために、1台の搬入量の量が少ない結果となってきますので、累進制にしたことによって、その繰り上げの数字が少なくなるということで、その分で料金が下がってくるという、累進制の影響が出てきているかなと思って、みてるんですけど。

○杉谷伸夫議員 すみません、話がずれていると思うんですけど、そういうことも考慮をされてね、1億6,200万円の手数料収入を予算化されたと思うんですね。そのときに見込まれているごみ量が、参考資料の12ページに出ている1万157トンやと。1万157トンのごみ、事業系のね、直接搬入のごみがあるという見込みで、1億6,200万円の予算化をされているんですけども、もう既に平成30年度でですね、大体補正されたので、大体ほぼ現実に近い値だと思うんですけど、それでいくと大幅アップされましたように、ごみ量がね、1万850トンぐらいね、平成30年度、なる見込みですね、大体。これが、だから、31年度はがばっと減るという見込みの数字になるんじゃないですかね、これだったら。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘をいただいている内容でございますが、先ほどの30年度末見込みのごみ量につきましては、1万898トン。

○杉谷伸夫議員 898トン。

○河野一武事務局長 予定しております。で、それに対しまして、1億5,154万9,580円の収入を見込んでおります、この30年度。で、当初予算につきましては、1万467.2トンの廃棄物量に対しまして、収入見込み量が小動物も入っておりますが、1億6,216万7,000円を見込んでいるということになりますので、ごみ量は30年度見込みよりも若干減ってくるというような見込みでございます。この予算参考資料の30年度の当初分の関係はあくまでも当初予算の作成時の数字になっておりますので、30年度の決算見込みからしますと、514トンほどのずれというようなところでございますので、31年度の見込み量が事業系だけで申し上げますと、トータルで申し上げますと、1万トン、1万467トンに対しまして、1万898トンとなりますので、500トンほど減ってくるというような内容でございます。ただ、単価のずれが出ているというものにつきましては、31年度分、ごめんなさい、30年度分につきましては、3月の手数料分につきましては、まだ90%の減免分が効いておりますので、そこで10%下がっております。本来なら1トン当たり1万5,000円の手数料をいただくんですが、昨年3月分につきましては90%の手数料収入になっておりますので、トン当たり1万2,600円となっております。その部分が1,000万ほどずれが出ておりますので、その部分とあわせると、今年度並みの手数料収入であるというような見込みを立てているところでございます。

○杉谷伸夫議員 細かなことのようなんですけど、なぜ私がこういうことを質問したかと言いますと、新年度予算を立てるときに、前年度当初予算をベースに、新年度当初予算を算出するというようなですね、向日市の場合でも、ちょっと何かそういう事例がありましてね、ところが途中で補正をかけてですね、毎年度、実は決算は大分違うと。でも、新年度予算を立てるときにはですね、当初予算をもとに立てているというようなことがあって、毎年度毎年度、秋ごろになると補正がですね、がばっとかかってくるのとがあ

りましたので、それは歳出のほうですけど、そういうふうなことではないですねという意味でちょっとお聞きをいたしました、はい。

それと、もう一個、ちょっと気になりましたのが、先ほどですね、事業系ごみというか、このごみ処理手数料のかかってくるね、ごみが増えていることについてご報告いただいたときに、承諾事業者のごみが329トン減って、許可業者の、ちょっと数字間違っているかもしれませんが、承諾事業者のごみが300何トン減って、許可事業者のごみが720トン増えていると。で、720トン、許可業者のほうが増えているというのは、かなりの量ですよ、1割ぐらい増えていることになります、多分ね。で、承諾事業者のほうも多分1割ほど減っているんだろうと思うんですけど、これ、こんなに大きな差が出るのはなぜかなと、推定なんですけど、これ、恐らくつかんでおられるんじゃないかと思うんですけど、結局、承諾事業者が毎回何百キロというごみを搬入すると単価が高くなるので、許可業者が持ち込むごみ、全部、単価1,500円ですよ。だから、そういうふうな形で、シフトしていったんじゃないかなと。ちょっと推定なんですけどね。承諾事業者が、自ら持ち込まずにですね、そこそこ大量のごみでもですね、許可事業者さんに、と契約をしてね、持ち込むというふうなね、そういうのが既にもう始まっていてね、こういうことになっているのかなというふうなことにちょっと考えるんですけど、いかがでしょうかね。

それがだめとか、どうなんですか、100トン、100キロ以上搬入される方が多量排出事業者でしたっけ。多量排出事業者の何か、それは何かはっきり覚えていないんですけど、そういう方についてはですね、何らかの制約があるんですね、許可事業者さんと契約をしてですね、そういう持ち込みも別に自由なんですかね。そうじゃなくて、多量排出事業者に対しては何か、独自で持ち込まないかとか、何かそういうルールがあるんですって、ちょっとはっきりわからないんですけど。

○富岡浩史議長 河野局長。

○河野一武事務局長 まず、多量排出者と申しますのが、1回の搬入量が100キロを継続して持って来られる事業所というのが、要は承諾事業所という取り扱いになっております。で、まずその承諾事業者さんのほうがですね、まずどういうごみが、どれぐらいのタイミングで、幾らぐらいの量が出るんだというものを、まず関係市町のほうにご相談をされます。で、その市町のほうでご相談をされた内容を踏まえて、市町のほうでご判断いただいた内容で承諾申請をやりなさいという指示をされるか、もしくは許可業者による、要は中小零細企業の一環の中で収集をなささいという指示をされるか、それにつきましては、なかなか私どもではわかる範疇ではないんですが、今回、今、ご指摘のある、本来承諾事業所であるべきものが、要は許可のほうに流れているんじゃないのかというご指摘だと思うんですが、あくまでも条例規定、組合の条例もそうですし、各市町の条例も同じなんですけど、1回当たり100キロを継続してというのは同じ条件になっております。そういった事業所につきましては、一定、市町のほうの目、国のほう

の目、一定の監視体制もございますので、そういったことがないように、十分徹底をした管理をしているというふうにも考えておりますし、また例えば1回の搬入量を100キロ未満に下げ、回数をふやすという、そういう方法も考えられるんですが、逆にそういう形にすれば、収集運搬経費のほうが逆にふえてくるということにもなってまいりますので、排出事業者にメリットというのは全然ないということも考えられますので、そういったところを総合的に判断をすると、そういうごみが減って、許可業者に流れているというのはあろうかと思いますが、本来、多量に出てくる事業所さんのほうが許可に流れているということは、今現在、考えておりません。

○杉谷伸夫議員 ありがとうございます。ちょっと、この辺の詳しいことは、市町のほうがよく知っていると思いますので、そちらのほうで聞いて調べてみます、はい。

○富岡浩史議長 はい。要望ですね、ほかにございませんか。
浜野さん。

○浜野利夫議員 昼、大丈夫ですか。

○富岡浩史議長 どうぞ。切りますか。

○浜野利夫議員 まず7ページなんですけど、市町の分担金のことなんですけども、前年当初比で2,000万ぐらい増と。これ、長寿命化の工事の償還が始まるということが主な理由だというふうに伺っているんですけども、それはそれでよろしいですね。直接増える分と。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 主な理由としては、そのような内容です。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 32ページに、分担金の一覧表がありますね。で、これを見ていますと、これ、前年度の予算のときにお聞きはしていたんですけども、いわゆる均等割3、人口割7、これ自身もこれ、全く変わっていないんですけども、考え方は一緒に予算編成されたということですかね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 同じ内容でございます。

○浜野利夫議員 30年度の予算に向けて、前年度ですかね、1年前のこの議会で、28年度の決算しかなかったの、その資料をもとに、分担金の均等割とか人口割の状態と、ごみの搬入量との関係、いろいろ整理したのを、見ながらここでお聞きしていたんですね、ちょうど1年前ね。

で、今回なんですけれども、各市町の搬入量の増減というのは、30年決算の見込みでどうかというのちょっとお聞きしたいんですけども。まだ、もし全然出てなかったらいいですけど、もうほぼ30年度決算が秋にあると思うんですが、見込みが出ているんだしたら、その見込みで搬入量、前年当初比で量的に増えている、減っているというのが出ていたら教えてほしいんですけども。無理に、なので出ていなかったらそれも

結構ですので。29年度決算比でも結構です。まだ30年度決算見込みというのが整理できていなかったら。無理にとは言いませんので、一応増減ごとの流れとして知りたいだけなもので。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 31年度の計画見込み量でございますが、今、ご指摘いただきますとおり、この30年度の当初の計画見込み量と、来年度の計画見込み量につきましては、今のところ微増というような状況で今、考えております。

以上です。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 各市町3つとも大体微増、傾向としてはという、大まかな認識でよろしいですか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ちょっと今、資料、持ち合わせございませんで、明確なことは。

○浜野利夫議員 いや、ばっくりで結構なんですよ。

○河野一武事務局長 全体量として微増ということになります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 わかりました。それで、一年前にここでお聞きしたときに、要するに、均等割と人口割の比率だけでせずに、その搬入量割したらどうかというのを提起もしていたんですよね。で、実際、そのとき、2市1町で向日市が一番ぴったりとこの均等割と人口割の比率でいく分と大体近かったと。で、山崎も長岡もそれなりにずれがあったんです。で、人口がどれだけいても、搬入量というのは場合によっては変化していると思いますし、ましてやその均等割というのは、全く根拠のないものですよね。同じようにいくわけですからね。

やっぱり基本は、均等割を、じゃない、搬入量割というのを重視すべきかなとこの前、視察行ったときか何かやっていましたね。搬入割も入れたり、自治体によっていろんな工夫をされているんですね。

一番、ごみ処理、ここ、ごみ処理をする仕事ですから、できるだけこれ経費も安くなるのがいいわけでしょう。で、そのときにそのちょっとしか出ないところもたくさん出したところもみんな押し並べて3で割ってどうぞというのはまずいと思うんですね。それ基本は当然そう思っていると思うんですけど、そのときに一番必要なのは、私は搬入割料というのは基本にすべきだと思うんですけど、今回の計算上もこれ全く前年度と同じ均等割3、人口割7ですか。このまま行っているんですけど、この一年間そういう検討をされて、編成は組まれていなかったんでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今のまず分担金の割り振りの考え方につきましては、組合の賦課金条例の中で一定その総務費と議会費、総務費の30%と議会費については均等割と、残

りの総務費の70%と事業費、その他の経費については人口割という形で規定をしております。で一定、例えば搬入量割という形にするのであれば、そういう負担金条例の見直し等が必要になってまいります。

で、前回、ご指摘をいただいた以降、本組合といたしましても、他の団体さん、今の条例、その分担金の割り振りがどのような形でやられているのかというところを今調査をしているところでございます。で、その部分を十分踏まえまして、今後どういう形がいいのかというところは、まず市町のご意見もお聞かせいただきながら、最終的な条例改正が必要であれば条例改正もしていかなあきませんし、このままで行くのであればこのままという部分も含めて、今、検討段階であるということでございます。

○富岡浩史議長 これ、議員いいですか。切らせていただいて。まだここ、まだありますか。

○浜野利夫議員 一つだけ、切る前に。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 大体趣旨はわかったし、引き続き検討をお願いしたいんですけども、結論として、均等割は限りなくゼロに近くていいと思うんです。で、均等割と搬入量割をベースにしてやれば、実際の搬入される量がどれぐらい処理経費がかかってというのは、かなり科学的なといいますか、見合うようになると思います。そういう方向でぜひ、検討を引き続きしてほしいと要望だけしておきますので。で、この問題は終わります。

○富岡浩史議長 はい、要望です。

ただいま、議事の途中であります。午後1時まで休憩といたします。

休憩 (午後 0時00分)

再開 (午後 1時00分)

○富岡浩史議長 まだちょっと時間前でございますが、おそろいでございますので、休憩を閉じ、続会いたします。

休憩前に引き続き、ご質疑ございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 分担金のこと、浜野議員がおっしゃいましたけど、私も同じ考えでして、半年前の確か決算議会の際に、私ちょっと申し上げたんですけど、市町分担金が人口割、大半が人口割になっていることについて、これが各構成市町がごみ減量を積極的に進めようということにつながる仕組みになっていないんじゃないかといった視点でちょっと申し上げたいと思うんです。

やはり、ごみを減量していくというのは、もう非常に重要な命題でありますので、それに乙訓環境衛生組合、これは持ち込まれたごみを処理するということで、適正に処理をするということが仕事ですけど、じゃあ乙環がごみ減量にどうかかわれるのかということになりますと、やっぱり手数料、あるいは分担金という、そういうふうな費用負担

の制度で、やっぱり関わることになってくると思うんですね。

で、手数料のことについては、今回、制度改正をされたと。で、ごみ、各構成市町分担金についても、各市町がごみ減量を進めることを後押しするような仕組みにぜひしていただきたいと。

と、申しますのは、市町がやっぱりごみ減量を進めようとしたら、やっぱり幾ばくかのやっぱり事業予算いると思うんですね。で、今の仕組みですと、お金をかけてごみを減らしても、直接的にはメリットは余りないわけですね。薄まってしまいますのでね。大山崎町さんなんかですと、人口比10分の1ぐらいですので、1,000万円かけてごみ減量施策をしても、100万円しかごみ減量のための効果は、はね返ってこない。それでは、お金をかけてごみ減量の施策をやるということにならない。やっぱりそういう意欲がそがれますよね。

やっぱりごみ減量に取り組んだら取り組んだだけ、あるいは、それが何倍にもなって市町分担金が減るような仕組みにやっぱりやっていくべきではないかということで、前回、半年前に申し上げたんで、ちょっと今後検討するということがあったんですが、ぜひ加速していただきたいなと思います。

で、この議会の向日市議会でも私ちょっとこの問題を取り上げまして、向日市の行政のほうで京都府下のごみ処理の一部事務組合の実態を調べていただいたら、乙環以外やっぱりどこもごみ量割になっているということで、やっぱりそれが自然なことだと思うんです。

乙環で、何で人口割なんかだと、これ推定ですけど、多分地域的にも非常に狭い地域で似たような状況なんで、人口割でいいんじゃないかという、非常にシンプルだから、かなとは思いますが、公平性の面からもそうですけども、ごみ減量を進めていくというそういう政策的な面からもごみ量に比例した分担金を市町村分担金にするように、ちょっとぜひ構成市町とも協議をして、検討を前に進めていただきたいということをちょっと要望したいと思います。

○富岡浩史議長 要望です。

ほかにございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 すみません。続きになりますけれど、さっき聞いていたのが、先ほど事業系ごみの1万157トンの内訳ね、それぞれ増減聞かせてもらったんですけども、分担金の関係なんで、これ以上ここでは触れないようにしたいと思うんですけども、これ言ってたんで、これ29年度決算しか確定していないので、30年決算見込みとか、実際は秋まで出ないんですけども、大ざっぱに言えば、約4万トン近くの搬入総量があって、約1万トンが事業系ごみになっています。4分の1を占めているという。

この前提でいけば、それに見合う事業系ごみの手数料が要るのかなという、ただ処理が一緒になっていますから、一般搬入、家庭のごみと事業系ごみ、持ち込んだものと、

違う炉でやっていけば、もうちょっとはっきりすると思うんですけど、それはできないので、実際は、込みになっているので、その辺のバランスを考えれば、ここで言えることは、事業系ごみに見合う、何ていいます、手数料というのが、処理量に見合う手数料が別個、視点としては要るのではないかなと思います。

そういう考えは、この予算編成の段階では余り考えてはおられないのでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現在条例で規定しています手数料の単価の関係でございしますが、これは一昨年12月議会の中で、ご提示させていただきましたとおり、それぞれの費用の原価計算をさせていただいております。その原価計算の中で、今回この4月から新たに施行いたします条例の手数料単価のほうを設定しているというところでございます。

で、今、ご指摘の内容につきましては、以前もこの事案のご指摘をいただいておりますので、そういったものについては一定おおむね5年に一度ぐらいは見直しをしていくということで、前回もお話しさせていただいたかと思っておりますので、定期的に実態を十分踏まえる中で見直しをしていきたいというように考えているところでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 犬・猫だとか、それから家庭から直接搬入というのも、もちろんあるんですが、その実際、事業系ごみとしての扱いで手数料でいただいている分であれば、29年度決算出たら84%がそういう事業系ごみの中で、ごめんなさい、許可業者系というのがほとんど84%、ほとんどなんですね。あと、承認事業所関係というのが、その残りの16%しかない。

だから、そういう意味で事業系ごみ、先ほど増えている事情であったんで、この辺含めたら、そこに見合う処理量というのは別個考える必要があるのではないかなと、この負担金の中で、ということをしたらなというのは思うだけ、言うだけにしておきますけど、ただ、別個、承認事業所というのは自らで処理する力もそれなりに持っていると思うんですけど、許可業者系というのは、それぞれ本当に家族的経営で、これで手数料が増えれば経営上も破綻しかねないという負担になってはまずいので、別の角度から支援がいるというのは言っているとおりなので、それはどこかで今後5年単位で、先ほど事務局長言っていましたけど、ぜひ、市町の負担金の関係の中にそういうことも考慮していく検討はぜひお願いしたいなど、要望にしておきますけど。

それから、もし出ていけば教えてほしいんですけど、この内訳として、30年度決算で、承認事業所、許可業者のトン数、増減は先ほどあったんですけど、これだけ見込んでいるという搬入総量の見通し、手数料のもとになる、それ、もし出ていたら教えてほしいんですけど。出てなければ結構ですけど。

家庭系は309トン、出ていますよね。その1万157トンで予算編成上の搬入量というか、事業系のね。区別がないので、家庭系とか犬・猫は出ているけど、じゃあ、承認事業者は何トンぐらい、それから許可業者は何トンぐらいという、この1万157ト

ンの内訳が、予算上で出ていれば、予算だからこれ出ますわね、決算見込みは出ていなくても。1万157トンの内訳として、どういう予算編成上、トン数を見込んでいるのかという、承認と許可は。ちょっと教えてほしいんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 承諾事業所につきましては、約1,265トン。で、許可業者につきましては、約8,883トン。直接搬入につきましては、約309トン。犬・猫関係ですが、292体ということになっています。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 それで、そんなんでも今回予算が組まれて、手数料の計上もあるということなんですけれども、ちょっと心配するのは、新年度から実施になりますわね、改正がね。となると、こちら、許可業者を通して入っている部分の手数料は計算できると思うんですね、それは今言われたように。ただ、その背景にある個別の許可業者に経由する個別のそれぞれ事業所、商店とかね、そこの分がどうなっているかというのは気になりますね、で、据え置きまではよかったけれども、実際、キロとかトン当たりのその単価が上がっていくわけですから、許可業者がそれぞれ各事業所、私、正確な数はまだわからないですけど、2,000くらいあるのかなという、この許可業者全て経由した分がね。その辺のことは、何件あるとか、許可業者が各個別の委託を受けている、その各商店とか、それにどういうふうに契約しているかというのは、市町からとか聞かれたことありますか。この実際、改正が実施される31年度に向けて。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 直接許可業者さんが事業所さんとの契約のやりとりというのは、実際聞いてはおりません。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 わかりました。そしたら、こっちの組合のほうで、各市町の首長さんが許可して許可業者が来ているわけですよ。それぞれ個別の契約まではわからんにしても。

で、その許可しても、この分だけが結構今回も増えてるわけですよ。で、ここが減れば、全体の搬入量削減につながっていくのは、間違いないと思うんですけど、その分で各市町の首長が許可を得て持って来ると。で、ここは搬入されたごみを処理するのが仕事ですといったらそのとおりなんです。で、そのときに各首長さんにどんな条件で許可をしているのかということは、聞かれたことってありますか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 どういう条件で許可をしている、あくまでも許可権者は、各市町さんになりますので、組合はその許可を受けておられることを前提にしておりますので、どのような申請、許可をされているかというところまでは、深くはちょっと組合では把握しかねます。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 まず一般廃棄物の収集運搬許可につきましては、廃掃法第7条許可になりますので、あくまでも廃棄物処理法に基づく許可要件というのがございまして、その許可要件に合致をするというのが大前提になります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 長岡京市の情報公開でどんな許可をしているかというのをとって見たんですよね。何にも具体性がなく、多分、各市町同じじゃないかなと予想はするんですけど、結局、関係法令、条例、計画を遵守すること、あとは首長の指示に従うこと、どんな条件で許可されて、許可業者が各個別の商店と委託や何して、どんな内容を持ち込んでいいのか、あかんのかが何にもないんですよね。

これで余りに漠っとしているなと思うんですが、それによって、実際、許可業者を通して入ってくる搬入ごみは、これ、うわさでこんなこと聞いたこともある、とにかく有料なので、とにかくその燃えるもの、燃えないもの、目いっぱい袋に詰めて出したらええんやっていう話をうわさで聞いたことありますし、そういう搬入されたもののチェックとか、ここでされることってあるんでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、許可業者さん、承諾事業所さんから、うちにごみを持ち込むときには、組合の搬入の基準、受入基準というのがございます。それに合致していただくということが条件で、今、おっしゃったように何でもかんでも混合して持ってきてもいいよということではございません。

今のおっしゃったことに対しては、組合では、展開検査を実施しておりまして、リサイクル、大型ごみに入ってくる分にはつきましては、毎日その場で開けて中の精査をしております。

で、ごみ処理につきましては、可燃物につきましては、パッカー車が直接ごみピットに投入することで、なかなかその場では開けられないということなんですけれども、昨年度から継続してパッカー車を検査台にあけて、中の廃棄物が適正に搬入されているかというのを目視で検査をしているところでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 また決算の段階になったら、いろんな数字も量も確定すると思いますので、そのときにもう少しそれに基づいてと思っているんですけども、ぜひ、市町との関係で2種類ぐらいの何か事務連絡会とか、そういう打ち合わせ会議の機関があると思うんです。そこでぜひ、それぞれ許可をしているのは各首長さんなので、各市町でどんな条件で、さっき言うたように長岡、何にもその法令等に従うことだけで、何にも中身ないんですよね。こんな条件で許可しています、どんな条件で許可していますかという問題と、で、契約がどういうふうに許可業者さんと個別の商店がかなりあると思うんですけど、どんな契約をしているのかと、委託契約のね。量でやっているのか、その何で

やっているのかわかりませんが、値段とかね、そういうの一回ぜひ聞いておいてほしいなと思うんです。

決算のときに、その辺のことに基づいて聞きたいと思いますし、これがもう少し、事業系ごみが減れば大分違う。その中でも許可業者の分だけが増えているのは、はっきりしているわけですから、何か理由、原因があるかと思うんです。そこがもう少し見えてきたら、どうやったら搬入の削減できるかというの方法ももうちょっと考えられるんじゃないかなと思いますので、ぜひ一回、その期間、会議等ありますから、聞いておいてもらいたいなというふうに思いますので、それはお願いをしておきます。

○富岡浩史議長 はい、要望です。

浜野議員。

○浜野利夫議員 で、結局、許可業者さんというのもボランティアでやっているんじゃないですかね。ここの手数料上がってきたら、全部かぶって、自分のところそのまま、後は関係ないとはいかないから、経営難になったらあかんわけですから、当然それは、許可業者さん通して委託してくる各家族的経営というか小規模の商店とかに、全部それは委託契約のときに値段が決まるわけですよ。それが上がれば上がるほど、委託する側の商店にとったら苦しくなるわけですから、この関係、どうするかというのは、その搬入総量にもかかわってくる問題だと思いますので、それは、今はこれ以上言いませんけれど、決算で数字が出たときに、この辺ぜひ可能な範囲でその期間単位も含めて調整しながら把握しておいてもらいたいなとお願いだけしておきますので。

○富岡浩史議長 はい。要望です。

よろしいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 次、他のところ。7ページの有価物の関係なんですけれども、これ有価物、これ全体なんですけれども、490万ぐらい減になっているんですけれども、これ、30年まだ決算じゃないんですけれども、30年決算見込みで490万減になっているこの予算計上なんですけれども、その辺の何か価格の変動とか、何かあるのかなと思うんですけれども、何ページだったかな、これわかる範囲でちょっと教えてほしいんですけれども、13ページ、これは資料のほうかな、資料のほうの13ページに破碎鉄からガラス緑までずっと全部ありますよね。これとの関係でいえば、普通、増減というのは、予算計上をする段階でわかっている範囲で教えてほしいんですけど。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、増減でいきますと、破碎鉄、当初比較で。

○浜野利夫議員 はい。

○服部 潤施設業務課長 破碎鉄で2トンの増、破碎アルミで2トンの減、スチール缶プレスで5トンの増、アルミ缶プレスで5トンの増、無色ガラスで15トンの減、茶色ガラスで18トンの減、緑色のガラスで15トンの増ということになっております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 15トンの増ですか。

これ決算のときも言っていたかと思うんですけども、以前、私こっちへ来ていましたときに、組合の努力として、とにかくビンの種類を分けて有価物で増えるまで頑張っている評価もさせてもらっていた経過があるんです。ただ、だんだん緑のビンがどんどん下がって行って、今回予算の今の13ページ見ても、単価が10円でしょう。でこれ、手選別で委託する分との関係で、どこまで効率的なのかなというのがありますので、そういう検討は予算編成の段階で、緑を無くすとか含めて、その手選別も楽になりますやん、するにしても。そういうことをあまりこの予算編成では考えてはいなかった段階なんじゃないですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ガラスビン、緑、10円ですけども、10円でも買い取っていただけるということで、プラスになろうかと。で、あと、これを選別するかしないかですけども、どっち、いずれにせよ選別作業というのは出てくるものでございまして、これを選別しないからといって、選別の作業が楽になる、言い方悪いですけど、楽になるとかということではございませんで、継続して搬出したほうが少しでもメリットがあるかなというふうに判断したところでございます。

○富岡浩史議長 いいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 確かにそうですね。手選別がなくなったら別ですけども、ある以上は緑の分は、どうするかとかあんまり影響ないとか、まだ10円でも売ればその辺、組合の努力としてプラスになるというそういう判断ですね。わかりました。

○富岡浩史議長 いいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 もう一つ、歳入のところで8ページですけども、再商品化適合物返還金、これ当初予算より、前年度当初よりも200万、300万近く増の予算になっているんですね。これは、より良い商品が出せるという前提なんですか。何かその単価が、返還で単価が上がるとか、その中身をちょっと、よく。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、こちらにつきましては、ペットボトルにかかってくるものでございます。

搬出量で19トンの増ということになっております。あと、こちらにつきましては、年に2回、入札がございまして、入札単価の増の見込みということで、次年度は増額で収入があるということになります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 これ何か、その有料化というの、その搬出するときの製品の良さか何か

判断が違うみたいに聞いたことあったように思うんですけども、それは、うちはあんまり関係ないんでしょう、今回。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 こちらにつきましては、まず、再生業者さんが買い取っていただく金額でございます。で、こちらはこの金額で設定させてもらって、もう一つありますのが、再商品化適合物、つまり合理化拠出金というのがございます。

こちらにつきましては、12月に入ってくるんですけども、年間で処理しましたものの分、いかにきれいであったか、いかに再資源化、リサイクルするのにお金がかからなかったかというのを、まず全体で案分しましていただけるということで、その金額はまた別に12月の補正のときに上がってくると思います。

こちらにつきましては、きれいにしている努力の成果があらわれているということになります。

○浜野利夫議員 じゃあ、それも見込んでこの増額予算計上なんですね。今言われた。

○服部 潤施設業務課長 こちらは、出すペットボトルに対して、業者さんが買っていただけの金額になっています。

○浜野利夫議員 わかりました。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

北林副議長。

○北林重男議員 職員数が32名から48名、28名に4名減っていますね。

○富岡浩史議長 それは歳出のほうですね。入ですか。

○北林重男議員 歳出。職員の数の関係で資料が出ていますけれども。

○富岡浩史議長 まだ歳出、入っていません。

○北林重男議員 入だけですか。

○富岡浩史議長 入だけです。いいですか。

ほか、ございませんか。

ないようでしたら、質疑も尽きたようですので、歳入を閉じます。

次に、歳出についての質疑を行います。9ページから22ページです。ページ数をお願いいたします。

ご質疑ございませんか。

北林議員。

○北林重男議員 職員数が32名から28名に1割以上、大幅な削減になっているわけですけども、目標からすれば、超過達成というような思いがあるんですけども、余り私は職員数減らすこと自体が好まない。一つは、やっぱりオーバーワークになる可能性がある、午前中の条例との関係もありますけれども、そういうようなことで、やっぱりこの程度はきちっと確保しなければならないというそういった職員数というのは、お考

えないでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現在、組合といたしましては、定員管理計画、集中改革プランの中で、平成35年には30名にするということで、当初の計画を持っております。

で、しかしながら、今、ご指摘いただきますとおり、この今現段階におきましては30名切っているような状況にもなってきているというようなところでございますけれども、平成28年度からごみ処理施設の運転管理を全面委託に切りかえをさせていただいております。

そういった関係も含めまして、今後の定員管理計画を見直しする段階におきましては、一定今後どういう形で委託をお願いしていくのか、また組合として、どういう業務を組合の職員で残していくのかという部分は十分整理をさせていただく中で、最終的な組合職員の人数というのを一定、計画をつくっていきたいというふうに、今考えておりますので、今はあくまでもまだそういう最終的な結論に至るまでの経過期間ということで、今いろいろと整理をしている最中でもございますので、今現段階では何人が適正であるということは、まだ明確なお答えができないというような状況でございます。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 ですから32名と、28名ということでは、別に現状ではオーバーワークにならないと、過重負担にならないということでは断言できるんですね。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 現段階では、全部委託の導入を5年間、前倒しをさせていただいておりますので、今の段階では、その職員一人一人のオーバーワークにつながっているということはないというふうに考えております。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 かえってその女性職員ですね。今、世間的には増やしていこうということが大きな目標になっているわけですがけれども、比率は今現状どれだけで、目標とすれば、どれだけ分増やしていけるのかということですね。その点のお考えはどうでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現在、組合には職員のうち、女性職員は5名、在籍をいたしております。31年度の職員数、再任用職員を除きまして28名となる見込みでございますが、それに基づきますと、約2割弱といったところでございます。

で、具体的に女性職員数の目標人数というのは組合としては現時点で計画としては持っておりません。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 そしたら長期計画的にも持っていないと。現状維持でずっと進んでいこうとお考えということで、解釈でいいですか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 あくまで現時点で女性職員の割合としての目標値として計画は持っておりません。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

北林副議長。

○北林重男議員 委託料をずっと、この表を見てみましたら、4億7,086万5,000円という委託料になるわけですけども、この委託料を減らしていく努力目標というのは立てられているのでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 こちらの委託料総額として、具体的に目標金額としての設定は設けておりませんが、委託内容の毎年度予算編成、実際の年度中に発注する中で、仕様内容含めて見直しをする中で一定進んでおるといところでございます。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 人件費を除外しますと、大変な委託料が、考えの先では、全部委託やいうことも視察行ったときに、そういったことも出てきましたですね。そうなれば、委託料がいったら、際限なくこれ増えると。どこで歯どめをかけんのやいうことも含めて、きちっとした目標をお持ちでなければいけないですし、もう一つは、全部委託ということになれば、その技術の継承ですね。それがなくなってくる可能性は大いにあるわけですね。ですからその職員さんの技術の継承という面でも、私は全部委託が本当に好ましいかどうかいうことも含めて、検証する必要があると思うんですけどもね、どうでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現在、施設については、運転については、全委託という形でさせていただいております。

前回視察に行ってくださいました自治体においては、長期包括運營業務委託ということで、委託以外に修繕工事等も含めた形での委託発注ということになっておりますので、委託料のみならず、その他の経費についても、その委託の中で埋めていくという形の契約となっています。総額として、経費は削減もしていくという内容でございます。

今回の委託料の精査につきましては、例えば議会費ですけども、音声ファイル反訳に切りかえさせていただくというなどの取り組みは進めておりますので、そのような形の中で必要経費については、しっかり見直しをして進んでいこうと思います。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 特に私、健康診断の関係でお聞きしたいんですけども、健康診断委託料が23万円上がっているんですけども、これは、全職員を対象とした金額ということで解釈していいのでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 健康診断につきましては、一般職員については共済組合の巡回健診のほうで受診しておりますので、巡回健診負担金という項目で予算書で上がっています。

で、この委託料で上がっておりますのは、共済組合の組合に加入していない再任用短時間勤務職員の場合、それと特殊健康診断の対象者に係る健康診断委託料でございます。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 もう一つ、これは重要なことなんですけれども、ストレスチェックの実施委託が上がっているわけなんですけれども、これも職員全員が対象なのか、もう限られた方が対象のこの金額なのかですね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 ストレスチェックにつきましては、再任用短時間勤務職員の場合は対象外となりますが、その他の場合については、全て対象となっておりますので、その他職員全てを対象として予算計上しております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかに、何か。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 職員数の話が出ましたので、ちょっと関連でご質問いたします。

議員調査資料で過去5年間の職員の採用数、退職者数のデータを出していただきました。で、これを出していただきたいと思いましたが、私がここの組合議会に来ましたのが、平成27年の9月ですけれど、そのときに職員の方が38名。で、これ見ますと、4年後の平成31年度では29名ということで、大変少なくなっていますね。

それで、その当時よりお聞きしましたのが、先ほども説明ありましたように、平成35年に30名体制ということをお聞きしていて、当初の予定されているよりも随分職員の方が減っているの、一体これはどうなっているのかな、計画より減っているということですので、見込みにされていたよりもお辞めになっている方が多いのか、採用できなかったのかと、あるわけなんですけれども、で何をお聞きしたいかといいますと、現状が一体、今、どういう段階にあるのかなということで、この10年足らずの間にもものすごく変わりましたですよ。ごみ処理施設が一部委託されて、運転管理がね。で、全部委託されて、設備も更新になりましたけれど。

で、そういう中で、今の業務をやっていく範囲と人員との関係なんですけど、予定よりも、これ、もう5年ぐらい早く人員が少なくなっていて、今のこの状態について、結果的にってしまったのか、その辺ちょっとどういうふうに判断したらいいのか、ちょっとお考えを、現状について、ちょっとお聞きしたいんですけども。多分、北林議員もそういう点を心配されて、質問されていると思うんですけどもね。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまご指摘いただきますとおり、平成18年に計画いたしました集中改革プランの中では、35年に自然退職、定年退職のみということで、35年に

30名という計画を持っておりました。しかしながら、今、ご指摘いただいて、この資料にありますとおり、勸奨退職であったり早期退職、また自己都合退職というのが、そういう中で予定外に職員が退職されているという実態も現状ございます。

そういった中で、運転管理委託を全部に切りかえたというのもございますけれども、今、現状、30名弱、この4月からは29名という形になってまいりますので、さすがにその計画よりは下回っているというのは、実態としてあります。

その中で、今の組合の実業務がそれで回るのかというご心配をいただいているんだと思うんですけども、その部分については、今一定、いるメンバーの中で何とか回していくというようなことを考えているところでございます。

しかしながら、今後はやっぱりこのままではなかなか厳しい段階、自然の減少というのも今後また増えてきますので、そういったことも踏まえて、今後の新規採用という部分と、また運転委託の今の運転委託という部分から前回ご視察をいただいているような長期包括業務への切りかえという部分も含めて、一定また検証のほうもしていきたいというふうに考えております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 やっぱりおっしゃいましたように、この乙訓環境衛生組合がどういう事業をどういう体制でやっていくのかという、これから向かおうとしていく、目指していくものを描かないと、人員がどうしていくということにならないと思うんです。

そういう点から考えましたら、10数年前には50名、50数名ですかね、いらっしやった、確かそうだと思いますが、集中改革プランの粗筋を読むと、10数年前に50名体制ぐらいだったのが、今はもう30名を切る体制になっていると。で、運転管理に関しましても、可燃ごみのほうについては、全部直営だったのが、もう全部委託になっていると。

で、今後5年、10年先、どういうふうなものにしていくのか、結果としてこうなった、私がこちらの議会に来てから、結果ばかり聞いているわけですよ、私の感覚としましては。人員体制が少なくなったので、もう全部委託にしますと、しないともたないとかね。そういうふうに聞いておまして、何かやむを得ずなみたいない受けとめ方があったんですけど、今後どういうふうな事業体制に、事業の運営体制をしていくから、こういう人員計画になるんだということをぜひ示して、示すというか、作っていただかないと、ちょっと思うんです。職員の方々もこれから乙訓環境衛生組合の10年後、20年後の働いていく姿というものが、やっぱりどう受けとめられとんかなというのがちょっと心配ですし、ちょっとあいまいな表現になりましたけれども、そういうふうな、単に人員計画といっても、人数の数の問題ではありませんので、乙訓環境衛生組合の事業をどういうふうな運営体制やっていくのかということですので、そういうふうな集中改革プランでしたっけ、あれを作られましたよね。で、それに今現在を踏まえて、今後どうしていくのかということについては、どういうふうな検討をされるご予定

なんでしょうかね。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘の内容でございますが、まだ各市町のご担当の方と具体的な話をしているということではないんですけれども、本組合といたしましては、前回、昨年度は、ごみ処理施設の長寿命化工事のほうで完了しております。

で、今後、15年間はこの施設を使うという計画を持っている中で、今後、自然退職による退職者が、続き減少するということも踏まえて、先ほどの答弁の重複する部分がございますけれども、新規採用がいいのか、もしくは運転管理のあり方自体を見直して、今の運転委託という形で継続するのか、もしくは長期包括業務という形で工事修繕も含めた形での切りかえを早急にしていって、最終的な人員の体制をつくるのかという部分につきましては、まずは組合のほうで一定、資料等、今整理をしているところでございますので、そういった整理が一定まとまった段階で、各市町さんのほうと一定テーブルの上に乗せまして、ご協議をさせていただきたいというふうにも考えておりますし、少なからず今、一つ確定しておりますのが、焼却施設については、平成44年まで使うという計画が今ありますので、それを今後どういう運用をしていくかということについては、十分検討をしていきたいと思っております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 施設の運営管理については、当然、当然じゃないは、恐らく長期包括委託ということにやっていくことになるだろうと私も思うんですけれども、2年前でしたか、全部委託をされましたときに、今、単年度ですね、契約が。で、そのときにも私、質問して、何で単年度なんですかと。5年ぐらいの契約にしたほうがいいんじゃないんですかとおっしゃったときに、いや、単年度でも5年度でも余り変わりませんというふうな、確かそういう記憶だったんですけれども、いずれにしましても、こういう施設の運転管理というのは、そんな単年度契約よりは、トータルで見させていただいてやっていくほうが私はいいと思っておりますが、包括委託といっても、どこまで内容によって全然違ってくると思えますし、そこには結局、乙訓環境衛生組合というのが、ごみ処理についての公的な責任をどこまでやるために、ここまではやるんだというその中身をしっかり決めていかなあかんと思えますし、そういう将来的なプランと人員体制というのは、やはり特に専門的な施設の運営に係る専門的な知識・技術が必要な分野であると思っておりますので、そして組合事務局のほうで、しっかりそういうふうな考え方をね、提示をね、ぜひしていただいで、将来的にこう考えているんだというものを示していただきたいなというふうに思います。

○富岡浩史議長 要望ですか。

○杉谷伸夫議員 はい。要望です。

○富岡浩史議長 ほかがございませんか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 歳出の関係なんですけれども、2款の総務費と3款の衛生費、まとめて人件費の、職員人件費の関係でお聞きをしたいんですけれども、まず前提になりますけれども、総務の関係、総務費の関係で先ほど説明で16名って言うておられたと思うんですけど、と衛生費の関係はこれが13名、で合計29名が一般職としてでよろしいんですかね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 再任用職員を含めまして29名ということになります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 すみません。その再任用職員どちらに入っていますか。総務費のほうか、衛生費のほうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 衛生費でございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 はい。わかりました。それに基づいてなんですけれども、総務費の関係なんですけれども、一般職が6,282万9,000円と、前年当初比を見たら970万減になっているんですけれども、同じように衛生費のほうも一般職の4,980万か、で前年当初で660万が減になっているんですけれども、これは単なる退職による減なのか、その中身をちょっと知りたいんですけれども。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 総務費につきましては、退職者2名、その他、異動に伴う総務費と衛生費の款の異動に伴う増減がございます。

衛生費につきましては、退職の退職者2名及び異動に伴う増減が含まれております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 それと先ほどの条例との関係あるんですけれども、総務費の関係なんですけれども、時間外勤務手当がこれも182万か、で前年当初から見たら114万減っているんですね。で、衛生費の関係のほうも、幾らかいな、120万ぐらいで、これも前年と44万減っていると。

この辺は何かその時間外勤務の関係の試算というか経過でどういうふうにしてこういう前年度よりも減額という予算になったのかというのをちょっと知りたいんですが。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 超過勤務手当の積算に当たりましては、前年の予算での予算措置にしております時間数、それから近年の実績を踏まえた中で精査をして予算計上させていただいております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 条例、先ほど採決があって、実際は、新年度まだ移っていませんけど、当然、そういういろんなこと見込んで、新年度予算で組まれると思うんですけど、そう

いうその上限枠をここまで設定してとか、そういうことは余り計算上はされないで予算組まれたということの理解でいいんですかね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 一人、年間の総務費、衛生費ごとのこれまでの実績を踏まえた中での予算計上になっておりますので、さらに上限で何時間というような、それを上回る時間数で完全にこの実績を踏まえた中でも先ほど条例で整理させていただいた上限を踏まえた時間数を見込んでいるということではございません。

○富岡浩史議長 いいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 ある意味では、現実には条例にこだわらず、今年度までの実績をもとに試算をした時間外勤務手当という計算をしたということですね、要は。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 はい。そのようなふうに計上させていただいております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 予算上は、さっき出ていた条例、他律的業務とか特例措置の問題とか、全くそれは考慮に入れずにやっておるわけですね。条例とは関係なく、今みたいに新たに出てきたもの、余り関係ないと。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 他律的業務に係る部分については、これまでの実績の中で時間数として支給のある場合には考慮いたしますが、災害の関係は不測の事態になってまいりますので、今の時点で当初で計上することはありません。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 そうですね、わかりました。

それから次は10ページの庁内清掃委託96万5,000円、これ当初比で前年当初比で5万3,000だけ増なんですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 こちらにつきましては、消費税の増税に伴う増分が含まれております。

○富岡浩史議長 よいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 であると、5カ所、6カ所か、庁内清掃、これもいつも最近聞かせてもらっているんですけれども、パターンとしては4月随意契で5月から3月の入札するというパターンだと思うんですが、それでよろしいですね、流れは。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 そのように予定いたしております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○**浜野利夫議員** これ、一般競争入札じゃなくて、指名競争をするというのは、何か理由があったんですか。

○**富岡浩史議長** 古賀総務課長。

○**古賀一徳総務課長** 本組合におきましては、指名競争入札とさせていただく理由といたしましては、まず業者選定におきましては、関係市町で審査されました有資格者名簿を原則適用しまして、関係市町に本社、本店もしくは事業所を有する地元業者を優先とした中で公平性や経済性を確保するために必要と判断する場合に発注工事同様の工事を得意とする業者や官公庁等の工事履行実績のある業者など、工事内容を適用する業者等も含めて選定することといたしております。

委託業務についても、業務の考え方のもとでやっております。

で、地元経済の活性化、特殊な技術を要する業務等々、考慮いたしました中で、一般競争の場合、参加する業者が少ないと見込まれる場合を含めまして、指名競争入札という方向で検討させていただいております。

○**富岡浩史議長** 浜野議員。

○**浜野利夫議員** そして管内の事業所、ある意味で経済的に守っていかうかという趣旨かなとも思うんですけども、これも29年度決算のしかわかりませんが、9社が指名入札になっているんですね。で、本年度は、新年度へ向けては、これから今月中に多分なるんだと思うんですけども、それも大体同じような指名競争の社を予定しているというふうに、今、受けとめておけばよろしいのでしょうか。

○**富岡浩史議長** 古賀総務課長。

○**古賀一徳総務課長** 新年度の指名業者につきましては、あくまで業者選定委員会で審査いたしますので、今の時点で、どの業者をとすることはちょっと答えできませんのでご了承ください。

○**富岡浩史議長** 浜野議員。

○**浜野利夫議員** 最初の趣旨からいえば、これ前も言っていたんですけども、結局、場所は6カ所かありますけど、一括入札して、それで1社しか決まらなないと、で、先ほどの指名競争というパターンとって、9社が29年度はあったと。で、選定委員会に、諮らなないと、まだ決まらなないんだよとそれはそれで理解します。で、何社になるかわかりませんが、結局、何社が指名して、1社で落ちるよりも、このずっとまとめていっていますけれども、いろんな庁内清掃の幾つかのパターンありますから、これを全部というのは、それ入札作業をするのも大変だというのはわかりますし、それが無理にしても、せめて2つか3つに分けて、先ほどの趣旨からいって指名競争する意図からいけば、収まるのは1社じゃなくて、2社とか3社があるほうが、地元経済とかそういう経済、守っていく意味でも効果があるというのは、指名競争でやっている意味があるからと思うんですけども、まだこれからやったらなおさらそうなんですけど、最終的に1カ所で、1社で何社指名競争になるかわかりませんが、6カ所か何カ所か

あるのを、1社で決めるんじゃないくて、せめて2社とか3社かに分割するような指名競争の仕方というのは考えられないものでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 庁内清掃委託の件で申し上げますと、本組合の施設、庁内清掃の対象作業場所というのが、ほとんどがこの敷地の中にございます。で、作業範囲的にも限られてくるという中で、人員の配置でありますとか、使用する消耗品の関係とか、その辺の経費の部分を考えますと、1社のほうで一括でいただいたほうが、経費の総額的には、安く収まるんでないかと。ただ、地元の活性化も含めまして、指名競争入札という形で契約のほうをさせていただいているということになります。

○富岡浩史議長 いいですか。

浜野議員。

○浜野利夫議員 これからなんであれですけども、せめてこう1社で収まるんじゃないくて、その経費的にもまとめたほうが多分それは多少なりとも効果的だというのわからんでもないんですが、せめて、指名競争する9社あったら、9社のうちの2社ぐらいが落ちつくような分割を、同じ敷地内とはいえ、そういうふうにできたら検討しておいてほしいなと要望にしておきますけど。

○富岡浩史議長 はい。要望です。

浜野議員。

○浜野利夫議員 次、16ページ、ごみ処理施設運転委託なんですけれども、これは1億1千百万ということで、前年当初よりも140万増なんですけれども、これは直接増額になった、計上になった中身は何なんでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 こちらにつきましても、消費税導入に係る増ということです。内容は同じです。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 で、先ほど、単年度契約ということだと思うんですけど、契約書も毎年委託契約を結ぶということになるんですね。でいいんですね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 はい。毎年契約書のほうを交わしております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 で、これ、これからなんで、その前の委託契約書になるんですけど、要求、公開請求していただいて見ていたんですけども、この中に多分これから契約することになるんだと思うんですけど、業務責任者の選任というのがあるんですね。で、契約書の6条、7条でずっと明記されています。いろんなやっぱり資格要った業務責任者も含めているのは当然だと思うんですね。その中で、仕様書で提出となっているんですけども、確認はどういう形で毎年されるパターンなんですかね。

書面で大体わかっただけで終わるのか、何らかの確認というのを毎年やってきているのか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 適切に作業をしていくために、それぞれの資格等ございますので、資格の写しを全部いただいております、そこで確認しているということになります。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 これは書類だけやって、その当人とかのそういう面接や確認みたいなのは特にやらないわけですか。その資格持っているのをちゃんと確認するとか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 当人とは直接しませんが、提出書類の中に顔写真等、資格のほうにも免状等にも顔写真添付されておりますので、直接ヒアリングするという事はないですけども、各それぞれの面識は絶対出てきますので、そこでも確認しているというところがございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 これも契約書の中なんですけれども、「業務責任者は現場に常駐し、組合の指示に従い」ところ入っているんですね。で、場合によっては、業務を委託していますから、運転全体の。それで、現場とのいろんな部門ごとで直接この組合職員さんと指示に従ったり、打ち合わせというのはできない仕組みですね、業務委託している以上ね。そこはこの表記でいったら、どういう形で組合の指示に従いということと、現場常駐者とのそういう何ていうか、実際の業務の進行とか確認するのとかという。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 現場は責任者、請負と請負契約ということをやっていますので、直接指示することできません。ですから、現場、営業は会社にあるんですけども、営業の窓口となかなかこういう施設でございますので、やりとりするのも時間がかかろうかと思っておりますので、そこは会社の上承を得て、現場代理人、現場の責任者を通じて組合のほうから指示をします。あくまでも運転員さんには、直接指示をしておらず、会社の窓口は今、現場責任者ということになっておりますので、そちらを通じて関係を構築していくというふうにしております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 それはもう仕組み上は、同じようなパターンでこれ単年度にしたって契約しながら進んでいくと思うんですけど、今言われたような、向こうの現場の責任者と、その組合側のその担当者というか、責任者でも、そういう日々そういうことを確認し合うようなそういう会議というか、接点というのは特にはあるんでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 組合とは月一、定例会を実施しております。そちらにつきまし

ては、現場、責任者というのは所長ですけども、所長、副所長、あと組合の私と担当する係の係長、課長補佐が入って会議をします。

で、朝夕に朝礼等がございますので、そこにも随時立会いして、日々の運転についての確認をしていくというのを毎日行っています。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 今、運転全面委託になりました。これがもっと長期にとかいろんな可能性があり得る話なんですけど、で、気になることなんですけど、これも契約書とか仕様書の中に、業務内容の記録とか、点検とか、故障とか、事故など、いろんな分野で日報、月報、報告で確認するとなっているんですね。それは、必要なことだと思うんですよ。で、それを確認できる職員の側の、組合の側の、そういうことをいろんな点検とか、機械ですから、資格なり技術的にわからなかったら確認しようがないと思うんですけど、それができる有資格者だったら職員で何人ぐらいおられるんですかね。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 今、施設業務課で技術係が主に運転作業に対して対応しているところがございます。技術係につきましては、今の運転委託業者同等の資格を有する者がおりますので、まず技術管理者につきましても、技術係長と担当職員がごみとりサイクルのそれぞれの技術管理者を持っておりますので、運転業者同様の知識を持っているということで、施設については確認できる技量は持っているということでございます。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 今、言われた中で、例えばいろんな日報であるとか月報であると、いろんな諸報告を確認できる有資格の職員が2名ということでいいんですか、今、言われたのは。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 すみません。今、技術係で対応が4名。私も最後決裁していますので、5名体制で確認をしているという状況です。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 はい。わかりました。前、視察、ここで行ったときも、有資格者、自分しかわからないのに、みんなというんでね、あと、若い人が育って行って、資格とってもらって受け継いでいかなというのあったんで、これ、委託方向が強まるほど、だんだんそれが不安になるというか、受け継ぐ技術者がいないと、点検とかチェックができなくなりますからね、今、5名、これで大体十分いけている段階ですか、5名おられたら。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 すみません、5名、1名プラスで課長補佐もおりますので、その課長補佐につきましては電気専門で資格を持っておりますので、今の体制で十分対応できるというふうに思っております。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○**浜野利夫議員** それと、これも仕様書の中かな、業務従事者の勤務のことが書かれているんですね、その契約書の中で。で、労基法、労安法など関係法規遵守でとなっているんですけど、それは結局、こちらがタッチせずに、後はそういうふうにやってくださいとあって、お任せというか、チェック・点検する中身ないでしょ。どんな勤務状態になっているかというのは、後はもう受託した側がそれを法令遵守で状況遵守でやっているというふうに信じるしかないという段階なんじゃないでしょうか。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** 最終的に、責任は組合の設置者に本当は返ってくることだと思いますので、まず最低限業務をしていく上で、法令遵守、それは当然のことだと思いますし、そちらにつきましては、きっちり守ってくださいと、あと最終、日々の管理、組合のほうでも環境測定委託とかさせてもらっていますので、そちらについて、データが上がってきますので、法令違反のないように心がけております。最終責任は組合にかかってこようかなと。

○**富岡浩史議長** 浜野議員。

○**浜野利夫議員** それだけに、最初に組合、何かの責任当然かかるでしょう、それだけに組合の側でもいろんな労協とか労安とか関係法令を遵守してくださいよということで終わりにせずに、その中身をチェックできるような仕組みをぜひ、それこそ何か違反があっても何か事故でもあったら大変ですから、そういうの起こらんためのそういうチェック体制みたいなのをぜひ検討をお願いしたいなと要望しておきます。

○**富岡浩史議長** 要望ですか。

ほかにございませんか。

○**浜野利夫議員** まだまだ。

○**富岡浩史議長** 浜野議員。

○**浜野利夫議員** あとね、仕様書の中に、ユーティリティー条件かということで、光熱費とそれから薬剤では、全額組合が負担するとなっているんですね。こういうのでええのかなという、半額とはいいませんけど、ここの割合については、まだ新年度はこれから契約になると思いますけど、ここの問題として、なぜこういう、今まではこうやったんで、新年度に向けても同じような条件での契約、薬剤と光熱費になろうとしているのかという、その辺はどういう見通しを持っておられるんでしょうか。

○**富岡浩史議長** 服部施設業務課長。

○**服部 潤施設業務課長** 今、依頼しているのは、運転管理をする委託でございまして、水道とか、その辺は使っていただくのは当然かと思いますが、あとユーティリティー、薬剤とか、そこへ運転管理委託のところ埋め込みますと、それこそ長期包括というそちらの部類に入ってこようかと思いますが、全部任せるとするのは。今の現状では、運転をお願いしているということで、薬剤等につきましては、組合のほうで支給といったらおかしいんですが、提供しますよと、あくまでも運転に関する委託のみということ

になっています。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 だから今の光熱費も全部運転にかかわる分ということでのこういうものが組合全額負担するという契約になるわけですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 はい、そのとおりです。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 もう一つ、款5の公債費の関係をお聞きしたいんですけど、これ元金のほうが前年当初で約1億ふえる予算計上になっています。で、これは31年新年度から長寿命化の計画、改修工事の償還が始まるということが言われていたと思うんですけども、これは29年度の決算の資料でしかわからない、その事後報告書で、44年度までの公債費の償還計画が出ているんですね。

で、この段階で予算を編成した段階で最後まで44年より先を既に計画をされているのか、というあたりはどうなのでしょう。償還、要するに見通しをどういうふうにごこの予算編成した段階で、この分の償還計画、一番この分が額が大きいですからね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 公債費償還計画につきましては、今既に借り入れしているものを基準に今、来年度予算については、計画していたとおりです。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 44年度以降は、まだ計画は立てていないと、もうなくなるということですかね。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 現時点で具体的な地方債を活用しての新たな事業、それから具体的な年度等々の計画は現時点ではございませんので、そのような新たな数字というのは現在は見込まれておりません。

○富岡浩史議長 浜野議員。

○浜野利夫議員 それとの関係があるかなと思うんですけども、いわゆる3号炉体制の問題とか、あるいは今の運転の全面委託の委託の形態とか含めて、ずっとこれから先見たら考えていく、検討していくべきかなと思うんですけど、それはまた議会で出てくる関係でお聞きしますので、ぜひ検討だけ、3号炉体制、ずっと行くのか、2号炉にしていくのか含めて、考えていくべきかなと、前からあった話なんですけど、思いますので、それ要望だけしておいて終わります。

○富岡浩史議長 いいですか。

北林副議長。

○北林重男議員 契約の関係で随意指名の契約が圧倒的ですね。一般競争入札が非常に決算でも見ても、比率がほぼないに等しいんですけども、これで競争原理働かせて、本

当にいわゆる適正ないわゆる契約が執行されているのかということが、ちょっと私、問題提起したいんですけれども、やはり公正な立場で一般競争入札する中で相手側にも競争原理を働かせるということで、切磋琢磨するといったことが、私、入札のあり方や思うんですけれども、一般競争入札をもっと引き上げるそういうことはお考えにならないでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 指名競争入札につきましては、一定入札するという形の契約方法をとらせていただいておりますので、一定の競争原理は働いていると考えております。

で、予算措置、それから契約の際にも、業者のほうから内訳書を徴収いたしまして、その費用の内訳というのはこちらとしても確認しながら進めておりますので、一定適正な価格で業務が遂行されておると考えております。

一般競争入札に切り替えの関係につきましては、先ほどのご質問でも答弁させていただきましたとおり、地元の経済の活性化と、あと特殊性技術の特殊性等々含めた中でそれだけ複数の業者が参加いただけるかどうかという内容も含めた中で、結果、我々としては指名競争入札という形を現行とらせていただいておりますので、今後については、契約方法については、今いただいたご意見も含めて検討する中で進めてまいりたいと思います。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 人事評価制度、導入されたわけですがけれども、私自身はその評価するものやないんですけれども、職員の間で給与にも、これいうたら、関係することですから、十分な納得、合意がやっぱり得られる中での評価制度ということになるわけですがけれども、その点で、非常に誤解を含めた違和感を持っておられないのかということですね。誰しも納得を得て、確かにこれは誰が見てもいわゆる立派な評価制度で得心できると、納得できるというような基準はなかなか難しいと思うんですけれども、でもやっぱり大多数の職員さんが、ほんまにいわゆるきちっと評価してくれているという思いがなかったら、なかなかいわゆる難しい部分ですから、その点での今後の運営いいですか、頑張りどころや思いますけれども、どうなんでしょうか。

○富岡浩史議長 古賀総務課長。

○古賀一徳総務課長 本組合の人事評価制度ですがけれども、職員の意見が納得性を得るために、大きな取り組みとしては、面接を行うと。期首、中間、期末に面接制度を導入しておるところで、お互いの納得性を高めるということでございます。

また、各年度ごとに評価終了後、職員にアンケートのほうの調査をいたしまして、職員からの意見も聞きながら、よりよい制度へということで、人材育成が確かに大きなテーマになってまいりますので、それに活用できるよりよい制度、納得の高いよりよい制度ということで取り組んでおります。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 以前、民間では、よくいわゆる賃金査定というものがあまして、いろんな基準の中で、いうたら分断をはかるといったらおかしいですけれども、で貢献度の高い人ほど、高いいわゆる査定が評価されるといったことがあるんですけども、そういった物差しでは全くないということで評価していいんですね、人事評価制度は。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今現段階におきましては、まだその評価結果を勤勉手当等に反映するという事は考えておりません。ただ、関係市町、また他の組合さんの状況等十分踏まえまして、一定その辺の情報共有をする中で、今後そういう形でやっていくのか、その辺はまだちょっとなかなかわかりませんが、その辺も含めて今後検討していきたいと思っております。

○富岡浩史議長 北林副議長。

○北林重男議員 そしたらまだ、人事評価制度については、大いに検討してよいものをつくり上げようとしているという段階ということで解釈していいんですね。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまご指摘のとおり、まずはその制度というのをまずは構築するという事になります。

○富岡浩史議長 いいですか。

ほかにございませんか。

北村議員。

○北村吉史議員 すみません。この専決の第3号の関係でちょっとお伝えをしたいんですけども、ページとしては16ページのところになると思うんですけども、衛生費のごみ処理費、これ2目ごみ処理費ですね。その中の13節委託料になるのかな。この中に全く埋立地の倒木、この関係の費用が全く反映されていないんですが、これはどうなのか。

先ほどの午前中の説明を受けている中では、70トン処理をしましよと、有価処理をする。で残り430トンが中途半端なお答えだったと思うんですけど、その結果どうされるのかということがちょっと見えてこないんで、この倒木関係、これはどういう経緯で今の埋立地、本来の目的と違うものが入ってきているのか、その経緯をあわせてちょっと説明いただきたいと思います。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ご存じのとおり、昨年、台風の被害が2市1町、乙訓管内発生しました。そこで多量の倒木が発生したということで、一刻も早く住民さんの生活圏内から除去して、道路をふさいでいるということ、あと公園等にも公共施設に倒木があるということで一刻も早く除去しなければならないということで、2市1町がまず災害廃棄物ということで、組合のほう、空いている場所が組合の勝竜寺の埋立地だったんですけども、そこにとりあえず一旦仮置きをしたいということでございましたので、組合

のほうも公共で生活環境が悪化していくことも想定されますので、しかたなくそこを仮置き場にして使用するというので、2市1町と協議し、運び込んだということが、そもそも経緯でございます。我々もあそこまで多量の倒木が搬入されるということはなかなか想定もできなかつたんですけれども、とりあえずは、地域住民さんの道路の確保など、その辺を鑑みまして埋立地のほうへ仮置きしたということが、この状況でございます。

○富岡浩史議長 北村議員。

○北村吉史議員 ありがとうございます。一応、今、仮置きというご答弁をいただいて、で、ちょっとやっぱり私、現地見させていただいて、ちょっと大いに違和感を持ったんです。で、今仮置きであれば、この3号の第5号補正ですね。ここに関しては、一応、乙環のほうで剪伐処理の委託はしてもらっているということなんで、2市1町から分担金が出ているその範囲の中でされている部分だろうなというふうに思うんですけど、現実にももしこれが仮置きということであれば、2市1町の自治体側で一定の対応をした中で、どうしても燃やさなきゃいけないものが出てきた場合は、2市1町のほうで分別として、本来の形で焼却処分するというのが本来の形じゃないかなと思うんですけど、今ちょっとそれで私は違和感を感じているんですけど、どうなんでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘をいただいておりますとおり、あくまでも仮置きということで、あの場所を提供させていただいているということではございますけれども、各市町のほうとのご担当者さんと十分協議のほうをさせていただく中で、効率的な処理をするという考え方を一定整理をさせていただきまして、午前中、審議いただきました5号補正につきましても組合のほうの経費でやらせていただいたということでございます。

で、今、今後残っている約430トンほどまだ残っておりますけれども、その部分につきましては、この4月以降、どういう形の処理になるかというのはまだ協議段階でございますけれども、一定経費のほうの積算ができた段階で、また補正等の対応のほうでさせていただきたいというふうには考えておるところでございます。

○富岡浩史議長 北村議員。

○北村吉史議員 よろしいですか。これ構成市町の2市1町が本来は主体的になって考えていかなきゃいけないことじゃないかなというふうに、私は認識をしています。

で、そここのところ、ちょっと道筋を間違えて、いや乙環に今あるから全部乙環で対応しましょうかという話じゃないと思うんですよ。そこでちょっともしあれやったら、管理者にお尋ねしておきたいんですけれども、一体どういうふうに考えられているのか、今回の乙環の予算の中ではこの処理が、処分費が入ってきていないということで、全部処分したらかなりの相当額がかかるというお話もありましたので、こここのところ何か対応の仕方が、乙環で主体としてすべき問題ではないというふうに認識をしていますの

で、そこのところの考え方をちょっとお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○富岡浩史議長 前川管理者。

○前川 光管理者 現時点は乙環で対応するという考えを持っていますが、北村議員のお考えに配慮しながら、今後検討はしてまいりたいと思っています。

○富岡浩史議長 北村議員。

○北村吉史議員 そうですね、これからまだ時間があって、何ていうんですか、倒木の大きいものに関しては、持って帰れないというようなことでもあったし、朽ちていくのを待つというわけにもいかないといった中で、こういう実際に西山山系がとんでもない状況になっているだけでも、その部分のこういう倒木、これが災害に対応したものを一応、今、乙環でこういう形で預かっているんですよということを広く住民さんに、市民、町民に対して、広報もしながら、でもしできるものであれば、ボランティアを募って、薪をつくってもらうとか、それをもう個人で持って帰ってもらってもいいし、売却してもいいし、ようなやり方もあるかもしれないし、現実には高齢化が今、大山崎町もそうですし、2市1町も進んでいる中で、やっぱり木をチップにして自分が歩くところ、その路面にチップ材をまかされている自治体って結構あるんですよ。これ、長野県とかそんなんです。健康長寿の自治体なんですけど、そういうところの先進地のやり方を見られた上で、例えばハイキング道とか登山道とか、ふだん皆さんがウォーキングされるようなスペース、まける場所、そういうところに、何か、乙環というの基本的に仕事は、中間処理が基本ですけれども、そこらでしっかりと2市1町と連携しながら、そういうものが出たときにこういう対応の仕方があるよということを一度議論をしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、ご指摘をいただきましたとおり、あくまでもその再生利用という視点でも一定また検討していくということが大事なことだと私も認識をしておりますし、またそれに至っては、経費をかけるばかりでなく、その住民の方のご協力いただく中で一定の何か作業ができないのかというご意見もいただきました。そういった内容も含めて、一定協議の場をもちまして、また2市1町さんのご意見なども聞かせていただきながら、最終的な処理の方向性を整備してまいりたいというふうに考えております。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

北村議員。

○北村吉史議員 その件に関して、要望だけしておきたいのは、要は430トン、中途半端なままで31年度を迎えると。で、これからの新年度での協議やということなんですけれども、やはり早期にやっぱりその処理をしていかないと、具合が悪い部分があるというふうに思いますので、決してその埋立地という場所に、目的と違うものが入っているという現状をしっかりと認識をしていただいて、これは乙環だけじゃなくて、管理者、副管理者もそうです。そこのところちょっと認識をいただいた上で、処理の仕方を早急

に協議をしていただいて、対応をお願いしたいということで、要望にしておきます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

井上議員。

○井上治夫議員 13ページの地域補償費というの僕、ちょっと初めてでわからへんのので、
どういうものなのかというのをちょっと教えていただきたいんですけど。どういうふう
に。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 こちらの地域補償費につきましては、組合近隣の3自治地域に対し
まして、協力金という形で費用のほう、お支払いをさせていただいているというような内
容でございます。

地域につきましては、2自治会と1区でございます。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上治夫議員 僕、小学校の教員してたんで、ここに何回か見学に来させてもらったん
ですけれども、高温で焚ける窯にかわってきたので、そういう有害物質が出ないとか、
煙突も航空のあれをぎりぎりの59メートルにしているからとか、そういうのはないん
だという話を子供たちにずっと授業で教えながら見学いつもしてたんですけれども、そ
ういう意味でこの地域補償費はどういうことの協力金になるのか、でどこでそれがどう
いうふうな形でその地域で使われているのかというのが、ちょっとわかったら教えてい
ただけますか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 こちらの協力金につきましては、昭和39年組合の設立当時から、
一定当時の設立、要は用地買収のときにご協力いただいた自治会様のほうに協力金とい
う形でお支払いをさせていただいているというようなものでございます。

以上になります。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上治夫議員 そういう意味ではもう大分年数もたっているんで、例えばそれはずっと
同じ額だとか、同じ率とかそういうものなのか、一定もう何年かすれば、なくしていく
というものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 お支払いしている金額につきましては、当時からすると変動はして
おります。で、今現状、2自治会につきましては、150万円ずつ、あ、ごめんなさい、
1自治会に150万、1区に150万円、1自治会に75万円、トータル375万円と
いうことになります。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上治夫議員 その自治会がどう使うかはもう自治会の任せ、どんな、またすみません。

- 富岡浩史議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 あくまでも協力金という形でお支払いをしておりますので、補助金ではありませんので、使用方法までは聞き及んでおりません。
- 富岡浩史議長 井上議員。
- 井上治夫議員 わかりました。ぜひ、長く昭和39年からやったら、もう一定出せばもういいんじゃないかと僕は個人的に思うので、また検討してください。
要望しておきます。
- 富岡浩史議長 ほかにございませんか。
井上議員。
- 井上博明議員 16ページの環境関連測定委託費、及びその下にあります排ガス測定機器管理委託料なんですけれども、この後ろにあります参考資料の19ページを見ますと、そのことについて説明があります。「法律に基づく測定、排ガス等」、それから下にあります「排ガス測定機器」ですね。これは例年よりもマイナスになっていますけれども、ほかの委託費なんかは、消費税で上がっているのに、これはマイナスになっているのはどうしてなんですか。
- 富岡浩史議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 環境測定の委託料につきましては、入札を行った実施の結果です。実施に基づいた金額で金額を予算とさせていただきます。あと、排ガス測定機器管理委託料、こちらにつきましては、ごみ処理施設に排ガスを測定する機器がございます。中身の委託内容、交換する部品とか、その辺の交換の部品の差異による減額というふうになっております。
- 富岡浩史議長 井上議員。
- 井上博明議員 今、隣の井上議員がおっしゃったその協力金で近隣のところへというのは、昭和から始まっているということで、で、この排ガスというのは、煙突からの排ガスなんか、それとも管内の排ガスなの。
- 富岡浩史議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 この排ガスというのは、煙突から排出されるガスのことです。
- 富岡浩史議長 井上議員。
- 井上博明議員 じゃあ、昭和からずっと測定されているのか、それと法律に基づく測定ですから、法律が変わってきて厳格になってきているのか、でそれをクリアしていつているのか、とかあと、2号炉、3号炉の炉によってばらつきがあるのかとか、そういうデータというものはあるんでしょうか。
- 富岡浩史議長 服部施設業務課長。
- 服部 潤施設業務課長 当時39年、設立当時はこういう法規制はございませんでした。あと今、1、2号炉、3号炉ございますけれども、法規制が例えば今年の30年4月には水銀が追加されました。そういうことにも、法規制による追従もしております。

あと最後、何でしたっけ。基準は、こちらのほうは、廃掃法に定められております基準以下で運転するという事になっていきますので、これの超過はございません。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上博明議員 じゃあ、ごみ処理施設の運転を委託した後でも、別にばらつきなく、これは機械の問題やろうから、これ燃やし方でばらついてはいけないので、ばらつきはもろくないということですね。委託したからといって。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ごみ質によるばらつきは確かにございます。先ほども災害廃棄物のごみが混入したときには、排ガス数値が暴れる、数値が安定しないということで、薬剤噴霧量をふやしたり、そういうのはしていますけれども、ごみ質自体で排ガスの影響はございますので、そこら辺につきましては、薬剤噴霧によって上昇しないように抑えるというのをしておりますので、運転がかわったからどうのこうのということとはございません。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上博明議員 先ほど協力金という言葉を出されましたけれども、当初は何か迷惑料という言葉であったかどうかを、認識できていないですけれども、近隣の方に排ガスで迷惑かけていない、法律的にクリアしているんでしたら、いつまでもいつまでも協力金を出す必要があるのかということはこのデータをもってご説明する必要があるんじゃないかと思いますが、いかが考えますか。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 年一回になりますけれども、3地域の方には、意見交換会という形で、例年11月ないしは12月にそういう意見交換の場を持っていただきまして、組合のその一年間の測定データ、ごみの処理した量、それぞれの今の組合の運転状況等を含めまして、資料をお持ちして、状況をご説明させていただいているということでございます。

その中で、今、ご指摘いただきますとおり、もちろん環境基準を超えて運転しているという事実はございませんので、そういった内容も含めて、一定ご説明をさせていただいているということでございます。

しかしながら、費用の協力金をやめてしまうということにつきましては、一定なかなかテーブルの上まで登らん、実際は上がっていないというような実情でございまして、当時、当事者の方から、私が聞きますのは、当時、立地をした経緯、経過の中で、それはやっぱりもらわなあかんねやという向こうのご意見ですけれども、そういう中で今、現在来ているというようなところでございます。

○富岡浩史議長 井上議員。

○井上博明議員 じゃあ、管理者の方に、今後の検討課題として、ぜひ上げといていただきたいと思いますので、要望としてお願いします。

○富岡浩史議長 要望です。

ほかにございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 1点だけ、ちょっと聞き忘れましたので。

埋立処分事業費が予算書に載っておって、何ページやったかな、昨年度よりも予算で若干増えているんですけど、これは21ページ、で、廃棄物搬出事業委託料も増えていると。これ単価は変わっていませんので、ただ、消費税のアップ分以上にふえているので、これを見ると、ごみの総量が31年度は増えるの見込んでおられるということでしょうか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ここでは、多くは廃棄物埋立処分場につきましては、約108トンの増となっていますが、ここで大きな要因としますのは、中段にあります大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担金、これが約400万増えております。というのは、これは、以前にも説明しましたが、大阪フェニックス2期計画が増量、産廃枠が一廃枠190万立米増えるということで、その分、5年延長に計画なつたんですけども、その増えた量を一般廃棄物を排出するほかの自治体で案分した、要は、増えた分のお金を建設負担金として支払うというのが400万円増えたことになっております。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ただ、焼却残灰自体も増えるという計画なんですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 はい。一応ですが108トンの増と見込んでいます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 これまでずっと家庭系ごみについては、ずっと減ってきていたはずなんですね。で、先ほどのお話を聞きましても、事業系ごみについては若干のふえる要素があるのかもしれませんが、しかしながらトータルでも何%かこれが増えるというお見込みということの何か根拠は。家庭系ごみも増えるという見込みされているんですか。

○富岡浩史議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 焼却量自体が増えていると、いうことは家庭系のごみも増えていると。

○杉谷伸夫議員 増えているということですか、市町村から上がっている数字は。

○服部 潤施設業務課長 はい、そうです。

○杉谷伸夫議員 ああ、そうですか。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、質疑も尽きたようですので、歳出の質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

討論もないようですので、討論を終わり、採決いたします。

第5号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第5号議案 平成31年度乙訓環境衛生組合一般会計予算については、原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際であります、何かほかにございませんか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 この際ですので、質問させていただきます。

予算のところでも若干触れましたんですけれども、議員視察で先日、伊勢市のほうに長期包括委託をされているところ、先進自治体視察に行きました。

そういうところから考えまして、乙訓環境衛生組合のほうでも、ごみ処理施設の管理運営について、長期包括委託を今後検討していこうというご意向があるんだろうとちょっと推察したんです。推察しています。

で、私、先ほどそういうふうにしていくのがいいのではないかという、私の考えを述べましたけれど、あれは、私の個人の考えなんですけれども、で、長期包括委託に関して、今、乙訓環境衛生組合の中でそもそもそういうことが検討課題に上がっているのか、あるいは、どうなっているのか、その現段階と今後のことについて、ちょっと教えていただきたいんです。

と申し上げますのは、3年ほど前にごみ処理施設の一部委託から全部委託に変わりましたときに、私が9月議会に初めて出席しまして、その年の12月議会で実は来年度から全部委託にしますと、そのための債務負担行為ということで補正予算が出てきました。で、そのときに我々全く知らなかったもので、びっくりしたわけですね。いきなりその議会で承認願いたいということでびっくりいたしまして、前の議員に聞いても知らんということでした、今、そういう大きな組合の事業がどう進んでいくかということについては、検討課題に上げた段階、あるいは検討中の折々に、今、乙訓環境衛生組合としてはこういうふうな意向をもって、こう進めているんだということは、ぜひ、こういう議会の場で説明していただきたいと。それに対する賛否の意見は当然あると思うんですけれども、それはあるとして、乙環の意思として、どういう方向に検討を進めていって、こういう段階になっているということは、ご説明いただきたいと思っていますね。

その辺についてちょっと、今、長期包括委託に関しては現実問題として議会視察も行

きましたし、さてこうどうなって行くのか、今の現段階について、現段階と今後どうしていくのかというのを改めてご説明いただきたいことと、もう1つは、まず事務局というか、組合の中でどうして行こうかという方針がもしお決めになられたら、実際にそういう方向に一歩進めるためには、議会に報告するとともに、やはり専門的な第三者も含めた、本当にそれがメリットがあるのかどうかという検討をぜひやって、そういうステップが要るのではないかと私は思っているんですけども、その点についてもちょっと先走りの質問かもしれませんが、ご報告をお願いします。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、組合の内部といたしましては、まず先ほどの答弁と重複する部分はあるかと思いますが、焼却施設は平成44年度まで使うという計画が今現状ございます。

それに向けて、今の運転委託として、毎年の要は更新という、運転委託という形での更新を今後十数年間続けていくほうがいいのか、また今ご指摘いただきますとおり、長期包括業務に切り替えをして行ったほうがいいのかなどという部分について、今一定、内部的に検討をしていくというか、検討を始めた段階でございます。

まず、それに至っては、長期包括に例えば切り替えをするとする場合であっても、どういった業務を長期包括業務に含めるのか、また組合としてどういった業務を組合のほうに残すのかということにつきましても、今、メーカーさんのほうにも意見を聞かせていただきながら、十分に調査研究を進めているところでございます。

また、今後のあり方でございますが、一定、そういった資料がまとまった段階で、まず2市1町の担当の方と事務連絡会という協議の場を持っておりますので、その場にそういう資料をご提出をさせていただいて、今のどちらがいいのかという部分を含めて一定、検証のほうをしていきたいというふうに考えておりますし、その検証結果につきましては、もちろん正副管理者にもご報告をさせていただいて、必要に応じて、また議会にもご報告をさせていただくというような形で今、考えておるところでございます。

ただ、今具体的にどちらの方向で進めるんだという方向性は、今の現段階ではまだ決まっていないというようなところでございます。

○富岡浩史議長 よろしいですか。

杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 今はあくまで内部的な検討を始めた段階であるということですね。

○富岡浩史議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 はい。そうでございます。

○富岡浩史議長 杉谷議員。

○杉谷伸夫議員 ぜひ、必要に応じて議会のほうにも報告ということでしたけれども、誰にとって必要かということですので、随時、随時というか適宜、情報の提供は、検討段階の報告はしていただきたい。事務局にとって必要かどうかというよりも、やはり、こ

これは市民に対して代表として来ている議会に対して、乙環としてこういう方向で今やっているんだということは、ぜひとも、そのステップ、ステップのときに報告をお願いしたいと思います。

要望です。

○富岡浩史議長 はい、要望です。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、その他の質問を閉じます。

ここで、前川管理者から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

前川管理者。

○前川 光管理者 それでは、貴重なお時間を拝借させていただきまして、私からは、退職職員の報告をさせていただきます。

本年3月31日付をもちまして、稲生会計管理者が定年退職することとなりましたので、ご挨拶をさせていただきます。

○稲生義之会計管理者 どうも皆様方にはいろいろとお世話になりました。どうも長いことありがとうございました。

○前川 光管理者 在任中は、議員各位からのご指導、ご鞭撻を賜りましたことに厚くお礼を申し上げまして、定年退職する職員の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○富岡浩史議長 次に、安田副管理者から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

安田副管理者。

○安田 守副管理者 富岡議長から貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶させていただきます。

この議会が、私の任期最後の議会であります。議長を初め、皆様方にはいろいろとお世話になりましてありがとうございました。

4年間で大きく委託が変わったり、事業系のごみの値段が変わって、いろんな変化がありましたけれど、私は一番大きな変化は、住民の皆さんのごみ行政に対する思いというか、考え方が変化してきているのではないかと考えております。それぞれの皆さんがやっぱりごみを削減しなければならないという思いが非常に多く感じておりますし、しかし、我々はそうした中でその気持ちにどうやって応えていくのか、乙環としてもどのようにそれを達成しなければならないのか、これは2市1町、しっかりこれからも考えていかなければならない課題だと思っております。

ごみ行政というのは本当に大変大切な、2市1町にとって大切な行政でありますから、これからも皆さん、議員の皆さんのご指導を賜りながら、しっかりと運営されていくことを願っております。

4年間、ありがとうございました。

○富岡浩史議長 ありがとうございます。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会平成31年第1回定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時35分

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 富岡浩史

乙訓環境衛生組合議会議員 近藤宏和

乙訓環境衛生組合議会議員 井上治夫